

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (13.4定)			
日 時	平成13年12月12日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時48分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋山委員長、渡部副委員長、横田・前田・成田・大竹・松本(光)・大畠・古沢・見楚谷・北野・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、大島委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

では、付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

では、質疑に入ります。

共産党。

北野委員

小樽商工信用組合と不良債権処理について

小樽商工信用組合の破たんの原因は何であると承知していますか。改めて、説明してください。

（経済）中小企業センター所長

小樽商工信用組合の破たんの経緯につきましてですけれども、小樽商工信用組合の当時の理事長の声明によりますと、信用リスク管理に対する認識不足、さらには、有価証券の運用体制の不備、長引く景気の低迷により経営環境が大きく変わり、延滞先の増加、そして担保価値の下落などから、不良債権が増加したことにより財務内容が悪化した、こういうことの原因だというふうに承知しております。

北野委員

信組は、金融庁の指導で貸倒引当金を幾ら積み増しましたか。

（経済）中小企業センター所長

破たん時の北海道財務局によりますと、要追加償却引当見込額が41億円というふうになってございます。

北野委員

この積み増しになった引当金の対象に、貸出条件緩和債権も入っていますね。

（経済）中小企業センター所長

小樽商工信用組合のこの貸出条件緩和債権について、入っていたかどうかということは承知いたしませんけれども、一般的には要注意先債権も貸倒引当金を積むものだというふうに承知しております。

北野委員

信組を指導した金融庁の基準は、昨年7月に金融庁が出した金融検査マニュアルですね。

（経済）中小企業センター所長

金融検査マニュアルに基づいて、金融検査庁の検査官が検査をしたのだらうというふうには思っております。

北野委員

それは、新聞報道でもはっきり断言しているのではないですか。金融検査マニュアルでやったのでしょうか。

（経済）中小企業センター所長

金融検査マニュアルというのは、あくまでも検査官に対するマニュアルでございますので、その検査官がそれをもって検査をしたのだらうということです。

北野委員

これは公表されているから市長に伺いますが、金融庁が昨年7月に出した金融検査マニュアルについて、市長は

どういう見解をお持ちですか。

市長

金融検査の際の検査官の指導書とありますが、そういうふうには思っておりません。中身はよく承知しておりません。

北野委員

そうしたら、経済部に尋ねますけれども、この金融検査マニュアルに基づいて、全国の銀行、金融機関が検査を受けることになったわけですが、このマニュアルのポイントは何かですか。

（経済）中小企業センター所長

金融検査の基本原則といたしましては三つございまして、金融機関自身の内部監査と厳正な外部監査を前提としつつ、これを補強する補強性の原則とか、それから、監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的、効果的に行われる効率性の原則、それから、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて機能を十分に発揮するように求める実効性の原則、こういうものがございまして。さらに基本的な考え方としては、当局の指導型から金融機関の自己管理型へ、それから、資産過程中心からリスク管理の重視へ、こういうふうになっているかと思っております。

北野委員

一番肝心なことに所長は触れていませんけれども、不良債権の判定マニュアルとして、借り手企業の債務者区分を設定したことが大きなポイントではないですか。

（経済）中小企業センター所長

先ほど私が答弁したとおりで、あとのもっと詳しいことについては承知していない部分がございます。

北野委員

この借り手企業の債務者区分を設定するというところで、金融庁は、5段階に分けて、正常債権、それから要注意先債権、これ以外は全部不良債権というふうにして、今、所長が言うように、自己査定を厳しくすることを要求している、金融機関、銀行にですね。同時に、それに見合う貸し倒れリスクに応じた引当金を積むように指導しているのではないですか。これが、今、大問題になっているのではないですか、特に信組は。

見解を求めます。

（経済）中小企業センター所長

詳しくは承知していない部分があるわけですがございましてけれども、先般、報道された新聞によりますと、要注意先債権だとか管理債権の2001年の引当金と、2002年3月見込みの引当金の率は、若干向上しているというか、上がっているのだらうというふうには理解しております。

北野委員

結局、このマニュアルで地域経済を守っている信金や信組を厳しく査定して、そうして、信組や信金の貸出先の中小企業や商店を不良債権にカウントして、貸倒引当金を積増しさせる指導が強力に行われる。これでは、幾ら自己資本比率が高くても、高額な引当金を積増しされたら、体力のない信組や信金は破たんし追い込まれることになるではありませんか。

見解をお聞かせください。

経済部長

確かに、不良債権について一定の割合を引当金として積み立てるといふことにはなってくると思っております。その結果として、信金、信組の貸出先の中身によってくると思っておりますけれども、その部分で、不良債権、あるいは、それに近い部分が多いとすれば、当然にして引当金の額も増えてくるわけですから、そういう意味合いからいけば、信金、信組の経営状況は非常に厳しいものになってくるのだらうなというふうには思います。

北野委員

経済部にお尋ねしますが、貸倒引当金は融資額の何割を積むのか。

（経済）中小企業センター所長

貸倒引当金についてですけれども、金融機関によっても、それから資産の内容によっても、例えば管理先債権だとか注意先債権だとか、そういう内容によっても違うので、一概に何%というふうにはなっていないかと思います。

北野委員

一概にはと言うけれども、おおよそ最高と最低はどれくらいですか。

（経済）中小企業センター所長

これも新聞なんかの報道なのですが、例えば、注意先債権であれば2%程度から、それから、管理先債権では多いところでは28から29%くらいになっているかと思います。

北野委員

だから、3割の積増しをこの査定によって要求されている、そういう信組、信金もあるわけです。

そこで、伺いますが、今、この金融庁の検査マニュアルが引き金になって全国の信金、信組が倒産に追い込まれて大問題になって、国会でこのことが議論されていると思うのですが、どういう点が議論されていると思いますか。当然、国会で質問されていることですから承知していると思うのですが、お答えください。

（経済）中小企業センター所長

国会のやりとりについては承知していない部分がありますが、ただ、ペイオフ凍結解除に向けて、経営基盤の弱い金融機関がいろいろと大変なことになるということで、国の方ではこの部分を整備していこうという考え方を持っているものと思われま。

北野委員

そういうことを前提にして、特に全国の信金や信組に対してどういうことが議論されているのですか。

（経済）中小企業センター所長

申しわけございませんけれども、承知しておりません。

北野委員

これだけ不良債権が問題になっている。これはちょっと時間外にしてもらわないと困るね。私の方からこんなことを説明しているのなら、時間がなくなりますから。

結局、先ほど申し上げた検査マニュアルを地方の地域経済を守っている信金や信組に対しても画一的に指導するな、これがきっかけになって倒産に追い込まれていると。所長の答弁でも、小樽商工信組は41億円積んだわけでしょう。増資したってこんなになんか集まりませんよ。当然、どこの金融機関も同じなのだから、みんな自己資本比率が下がって破たんしに追い込まれているわけでしょう。このことが問題だと。だから、こういうことを改善せよということが今国会で議論になっているのです。金融担当大臣も、そのことについては再検討することを約束しているのですよ。これくらい、金融庁の検査マニュアルは、信金や信組に対して実情を無視した厳しい画一的な指導を行っている、これが地域の経済の破壊につながるのですよ。

この点に関しては、私は、国会のやりとり、そういうもので質問しているので、私のひとりよがりではありませんから、こういう議論にかかわって市長はどういう見解をお持ちですか。

市長

私は、国会のやりとりは余り承知していませんけれども、やはり、一つは、今のこの不況打開という意味で、骨太の方針でも大きく言われておりますとおり、不良債権の処理をどう進めていくかというのが、金融も、そしてまた企業も、両方合わせて大きな課題になっておりますから、そういった観点から、金融機関の経営の健全性といいますか、経営基盤の安定性を図る、そういった意味で金融庁もケースマニュアルをつくって統一的な指導をしているのだろうというふうに思っております。

確かに、言われるように、そのことによって、金融機関独自の自己査定のごさといいますが、そんなものもあっ

たのだからというふうに思いまして、そういう面ではある面ではいたし方ないといいますが、そういうものはとうたされていかないと今後の経済の再生はないのではないかというようなことも言われておりますので、それはそのとおりだなというふうに思っております。

北野委員

市長のその見解は、大銀行の擁護だね、後でまた厳しく言いますが、

それと、今、金融再生法の改定が審議されていますが、国会ではどうということが問題になっていますか。

（経済）中小企業センター所長

これもまた、新聞等の報道でしか承知してございませんけれども、先般、改正が審議されている金融再生法は、整理回収機構が不良債権を現行よりも高目の時価で買い取れるようにしたほか、それから、買い取った債権の中から再生可能な企業を見極めて、企業の再建にも取り組むようになるような、こんな法律の改正だったかというふうに認識しております。

北野委員

そのこともあるけれども、債権額 1,000万未満である貸出金は、原則として不良債権として売渡しができないのが現行の範囲ですよ。この範囲を拡大して、1,000万円未満でも整理回収機構にどんどん送れるようにするというのが今度の法改正のポイントで、大きな問題になっているということです。だから、債務者に対する通知承諾が買取りの条件にはなっていないわけです。本人に断りなくどんどん回してしまう。これは、結局、銀行などがお荷物だというふうに判断すれば、中小企業への貸出金が不良債権として大量にRCCに売り渡されるということになって、地域経済が破壊されることになるというふうに私は思うのです。

こういうやり方は、今度の小樽の商工信組の問題も、市長は自己査定が甘いというふうに言いますが、これは、地域の商店とか中小企業に対して、可能な限り貸して企業の再生を図る、企業の延命を図ると。延命というよりも、何とか事業を立て直してほしいというようなところからやっていることを逆に裏書きするのではないですか。そういう意味合いもあるというふうに私は思うのですが、市長はいかがですか。

市長

確かに、商工信組のようなところは、地域の経済の末端といいますが、そういうところと結びついていますから、非常に重要な金融機関だと思いますけれども、やはり、銀行としても、金融機関としても生残りをかけなければならぬわけですから、どこまでの査定がいいのか、その辺はよくわかりませんが、やはり経営という面も考えながら、銀行としても企業を指導していくといいますが、そういった指導力といいますが、そういったこともかかわってくるのだと思います。

いずれにしても、地域にとっては重要な密着した金融機関ですから、これはやはり、経営の健全化といいますが、これを図っていくような方策はぜひ必要だろうというふうには思っています。

北野委員

商工信組を含む信組は、この金融庁の指導に対して、はい、はいとはすぐにならなかったですよ。抵抗したのですよ。これは、小樽の信組もそうです。今年6月13日付の北海道新聞は、信組破たんの記事としてこう報道しています。「道財務局は、昨年7月から行った検査で、同信組の貸出債権を厳正に査定し、引当金を大幅に積増しするよう指導した。だが、信組側は、厳しい査定を行えば、同信組の主な融資先である収益力の弱い中小企業を切り捨てることになり、信組自体の財務内容も急速に悪化すると反発した」と、こういう記事があるのですよ。これは、全国の信組はみんな同じですよ。基本的には信金も同じですからね。だから、実態に合わない、根本は景気が悪いということがあるわけですが、そういう中でも乱暴なやり方が起こって、信金、信組の破たんが相次いだということだと思ふのです。だから、これは、信組や信金つぶしというのは、中小企業、商店つぶしだと私は思うのですよ。

改めて、市長の見解を伺いたい。

市長

なかなか非常に難しい問題で、的確にお答えできるかどうかわかりませんが、今までの仕組みといたしますが、やり方といたしますが、そういったところでやはり少し問題点があったのではないのかなといふふうに思っています。ですから、これからは、それぞれの金融機関も非常に厳しい状況を迎えるわけですし、また、来年のペイオフの解禁というような問題も含んで非常に厳しい状況が予想されますので、景気の回復ももちろん必要ですが、そういった面で、今後も地域の金融機関の在り方というものを、もっと国会なり政府なりで十分議論していただきたいなというふうに思います。

北野委員

それは、人ごとであって、中小企業のまち小樽の市長として、やっぱり、こういう地域経済を守っている信組や信金をつぶすようなやり方をすべきではないということで、これは意見を上げていくべき性質だというふうに思うのです。

ところで、先ほどの市長の答弁にかかわって、資料2について質問します。

今、不良債権の対象になっている大手銀行ですが、今年3月期決算と9月期決算で、不良債権の額はどう変化していますか。

（経済）中小企業センター所長

詳しくは承知してございませんけれども、整理回収機構へ行く不良債権が出てきているのだろうというふうには思っております。

北野委員

だから、何ぼ不良債権を処理しても、今の政治のままでは不良債権はどんどんどんどん拡大するということでしょう。幾らやったって増え続けるのですから。

それで、資料1について伺います。

小樽市の中小企業等融資制度の一覧表と、消費税が5%になる前の平成8年度と12年度の比較、これが出ています。そして、本会議での私への答弁で、市長は、件数と金額に関して、その変化について答弁されました。パーセントに直せば17%から18%に大幅な落込みです。

だから、小樽市のそれぞれの融資制度を、現在の実態に合わせて、抜本的に改善することが必要ではないかということをお知らせしていると思うのですが、いかがですか。

（経済）中小企業センター所長

小樽市の制度融資については、その年々で、必要な制度についてその当時からいろいろな変遷をしてきているわけがございます。今、こういう経済状況の悪い中で、本年5月から、制度融資の抜本的変更ということも含めて、庁内の融資検討会議を開いて今検討している最中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

北野委員

検討しているということですが、こういうふうにご利用が皆無に等しいようなこともあるわけですから、これは抜本的な改正をお願いし、中小企業、商店の希望にこたえていただきたいと思っております。

既存商店対策について

ところで、既存商店対策について伺います。

本会議での市長答弁にかかわって尋ねますが、中心商店街で計画されている大型駐車場は、予定されている台数、建設費は幾らになると試算していますか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

予定している台数と建設費についてでありますけれども、大規模駐車場検討委員会の中でコンサルから示された

ものは、A案として250台、約29億円、B案として320台、約27億円となっております。

北野委員

250台が29億円で320台が27億円というのはどういうことなのか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

ただいま申し上げましたA案につきましては、全体として13階建てを想定しております。その中で、駐車台数が250台ということで、2階から6階部分、それと、1・2階部分につきましては既存の商店等が入ります。それと、7階から13階までについては住宅28戸を予定しております。

一方、B案につきましては、駐車場7階建てで、1・2階については商店、2階から7階までの駐車場ということで約320台という想定をしております。

北野委員

だから、店舗や住宅も入っているからちょっとわかりづらいので、それを除いて、駐車場だけに限ったら幾らになりますか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

駐車場だけでとなると非常に難しいのですが、超概算で申し上げますと、1台当たり約700万円と想定いたしまして、単純に250台を掛けますと17億5,000万円、一方、320台につきましては22億4,000万円というふうに推計されております。

北野委員

私が一番最初に市長からお話を聞いたときは、地元の希望は、駐車可能台数が500台から600台というふうに聞いていたのですが、これがどうして250台あるいは320台に大幅に減ったのですか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

確かに、当初の要望の中では、500台から600台の自走式駐車場ということで要望がなされておりました。しかし、大規模駐車場検討委員会の中で、開設場所については現在の長崎屋の駐車場を種地といたしまして、都通りを含めた、そういった敷地を想定した中で、建ぺい率等から最大限の駐車台数を確保した結果、そういう形でシミュレーションとして報告がなされたところであります。

北野委員

それでは、話を進めます。

現在、都通りのアーケードの改修が行われることになるわけですが、改修事業の総額は幾らですか。

（経済）小鷹主幹

都通り商店街の方からは、約3億4,490万円というふうに聞いております。

北野委員

同じく、経済部に尋ねますが、大型駐車場の助成となる市の制度は何か、また、その限度額は幾らか。同様に、アーケード改修事業の対象になる助成制度は何か、限度額は幾らか。2通りでお答えください。

（経済）小鷹主幹

まず、大型駐車場の助成制度でありますけれども、小樽市の助成ということになりますと、商店街近代化施設設置事業助成という制度が該当いたします。限度額を申しますと、設置費の20%以内ということで、法人格を有する場合には、2,000万円が限度というふうになります。

同様に、アーケードの改修事業につきましても、近代化施設設置事業助成という同じ制度が該当いたしまして、限度額は、同じく2,000万円ということになります。

北野委員

話をマイカルの方と比較しますが、マイカルの基盤整備に投入したお金は幾らか。これに対応したマイカルの施

設の費用は幾らか。

（企画）高橋主幹

築港ヤードの再開発事業につきましては、現在の試算でございますけれども、約140億円で下水道、中の方の整備をいたしております。また、民間の施設展開につきましては、現在、マイカル関連の所有施設、新南樽市場、秋津道路など、現在、施設展開がなされておりますけれども、マイカル関連につきましては約600億円というふうに見ております。そのうち、単体のものが、エネルギー棟がありますので、それにつきましては約90億円というような施設整備の費用を要したというふう聞いております。

北野委員

600億円と言うけれども、単体のエネルギー供給の90億円は除いて比較した方が正確なんでしょう。そういうことですね。

（企画）高橋主幹

トータルで600億の中の内訳として90億がエネルギーに出ています。90億はエネルギー関係です。

北野委員

結局、マイカル全体と既存商店街とで市の持出しの比較をすれば、駐車場については17億あるいは22億に対して、法人格であっても2,000万円が限度だと。

ところが、マイカルの場合は、もし小樽市が基盤整備しなかったら740億円かかるのですよ。そのうち小樽市が140億円出しているわけでしょう。

この比率からいったら、中心街に対するアーケードの改修に対する、あるいは、大型駐車場に対する助成というのはまことに少ないということになりませんか。こういうふう到大企業には物すごく分厚いことをやっている。ところが、中心街のさまざまな改修事業に対しては2,000万円ですよ。こんなアンバランスは、大企業と中小企業に対してこういう逆な応対というのはいかがですか。改善のことは何も考えないのですか。

これに答えるのは市長ではないですか。

市長

マイカルに基盤整備で投入した公費の額は非常に大きいわけですがけれども、ちょっと市内の駐車場とか都通りのアーケードとの関係で比較するその比較対象が違うのだらうと思います。

ただ、現在の制度では2,000万円、さらにはまた、アーケードができますと景観助成とか、そういった部分の助成もありますし、さらに、グレードアップ資金の融資、それに対する利子補給とありますが、そんなこともありますので、現段階では直ちに増額というふうには考えておりませんが、その他の部分で支援できるものは支援していこうと。例えば、アーケードの切れ目のあるところにアーケードをつける場合に、基礎になる部分に地下埋設物がある、こういった処理に相当の費用がかかるということで、現在、あそこの中央南線の道路整備に合わせて、市がそういう基盤の部分の整備をしていこうということで、別途いろいろそういったもので考えておりますので、そういったことをご理解を願いたいと思います。

北野委員

市長のスタンスを、マイカルに心を砕く、そういうところから既存商店の方にきちっと移してほしいということ要望して、次に進みます。

マイカルへの支援について

本会議の答弁で、新年度予算編成に当たって21世紀プランの実施計画にのっていないものは原則として計上しないというふうに助役は通達を出していると。ところが、マイカルの破たんにかかわって、市長の答弁のように、行政として、これにできることがあれば支援していきたいという答弁を重ね合わせたら、21世紀プランにそんなことはないのではないかと言ったら、助役の通達は原則として計上しないからというふうに言っているのですね。ここ

まで来れば、マイカルへの入込みというか、何でそんなにマイカルのために原則を外してまでやらなければならないのかということですよ。

これについては、市長自身の政治姿勢にかかわることですから、私のこの指摘については当然質問されるというふうに予測していたと思いますので、お答えください。

市長

予算編成方針で21世紀プランにないものは原則として計上しませんと、ただし、例外もあるということです。

北野委員

例外があるなんて書いていないけれどもさ。

市長

書いてありますよ。

北野委員

いやいや、原則としてと書いてある。

市長

ですから、原則はそうです。例外も当然あり得ると思います。そういった柔軟な予算編成をしていきたいと思っています。

それで、今、どういう姿勢になるか、まだはっきりしているわけではございませんし、これから再生計画ができて、その内容によってできるものはしたいと。当然できないものもあるわけですから、そういったものは慎重に検討して考えていきたいというふうにお答えしていますので、今の助役通達とはまた別な観点で今は考えるべきだというふうに思います。

北野委員

ところで、マイカルエネルギー供給の営業内容について説明してください。

（経済）商工課長

マイカル小樽エネルギー供給株式会社の関係でございますけれども、この会社は、OBCが開発します複合商業施設に、いわゆる電力と熱を供給することを目的としてできた会社でございます。現在、あの施設内で電気と冷熱、それから暖かい方と、両方の供給をしております。電気につきましては、最大供給能力というのですか、現在は約60%くらいの稼働、それから、熱につきましても現在、これは11月に確認した数字でございますが、同じく約60%くらいの稼働ということで行われているという確認をしております。

北野委員

小樽エネルギー供給の電気代は1キロワット当たり幾らか、北電は1キロワット当たり幾らか、北電は事業用でやっていますから、これはそれぞれ幾らになっていますか。

（経済）商工課長

お聞きをしている範囲でございますけれども、エネルギー供給の電力につきましては、1キロワットおおむね十七、八円という形で、当初設定した数字が現在もそのままというふうに伺っております。北電の関係は、大分下がったり何だりしていますけれども、私どもの承知している範囲では、当初のころは二十三、四円だったのが、今は20円前後かなと、そんな話を伺っております。

北野委員

それは間違いはないですか。

そうしたら、冷暖房は1キロカロリー当たりでエネルギー供給は幾ら、北電は幾らというふうにお答えください。

（経済）商工課長

冷暖房の関係につきましては、当初の金額よりも、実は少し単価はアップしているようでございます。現在、1

キロカロリー二十七、八円の数字かなというふうには聞いてございます。これは、北電の比較というのは、なかなかできないというのですか、難しい話にはなるかと思いますが、聞いている範囲では、こういった同様の施設というのですか、自分で熱供給事業をやっている施設の単価に比べますと安い方ではないかという形では伺ってございます。

北野委員

北電との比較だよ。熱の方で言ってください。

（経済）商工課長

キロカロリーで、冷暖房で北電がどういう形で単価を設定しているのか、あるいは、場所によって違うと思うのですが、私どもはその数字まで承知してございませんので、その部分をご理解いただきたいと思います。

北野委員

これは、後で北電にも聞いて、後日、答弁できるようにしてください。お願いします。

売り場やテナントが撤退したら、特に、熱供給については、残った利用者に撤退したテナントの面積の分も全部かぶさるようになるのではないですか。ああいう一枚物というか、ワンフロア、トータルですから、いかがですか。

（経済）商工課長

お話がありましたとおり、当初の設定単価よりも少し上がっているというふうに聞いておりますので、当然、節約なさっている部分もありますけれども、一方では、撤退したテナントの部分を、全部ということではなく、いろいろな形で会社側の努力もあるというふうに聞いておりますが、どうしても残ったメンバーというのですか、残った人間の中でのということから負担が出てくるということもお聞きをしております。

北野委員

そこで、伺いますけれども、これは、経済部でも企画部でもいいのですが、こういう熱供給の問題をとっても、私は、北電より高いというふうに思うのですよ。事実、そこを利用している比較的大きな施設の方から匿名で私のところに訴えがありました。年間にすれば相当額が違ふと。こういうような非効率な、原価が高いようなことに対して、小樽市は物申すということは一切ないのですか。

（企画）高橋主幹

熱供給等のことにつきまして、市長が本会議でもご答弁しましたように、住宅建設が当初から全体の中での予定があったという状況でございます。そういった中で、やはり、住宅業界の需要動向が特に厳しいということで、それが進んでいかなかったということも一つございまして、住宅建設につきましては、これまでも早期に建設していただけるように要望してまいりましたけれども、こういった状況があったということで、そういったことも一つは要因があるというふうに理解してございます。

北野委員

説明はいいのだけれども、小樽市が早く住宅を建てるようにと言いますが、実際には進んでいないわけですよ。未利用地の問題は本会議でもやりましたから、詳しくは言いません。

今、主幹が言われたから伺いますが、未利用地の中高層住宅地区に道営住宅なり市営住宅を建てると。これは、今、公営住宅建設が物すごく望まれているわけですから、そういう対応は考えないのですか。

（企画）山田副参事

本会議でお答えをしましたように、想定される支援の中に、未利用地の処理というのですか、土地、こういったものは当然予想されるだろうということで庁内的にも議論をしておりますして、市営住宅なり道営住宅の問題を含めて検討はしてございます。

しかし、現在の公営住宅建設全体の枠組みの中で、ストレートにあの地区に住宅を建てるということには今の段階ではなり得ません。先週に北海道ともちょっと接触をしましたがけれども、基本的に、今の北海道の住宅管理戸数

との関係からいくと、建設をすることについては極めて難しい。

こんな現状でございますので、公営住宅というよりも、あの開発の基本的なコンセプトというのは、公共で整備をし、民間開発という形で開発することによって、いわゆる租税そのもののアップをねらうということですので、もう少し民間開発のマンション建設を追求してみたいというふうに行行政サイドとしては考えてございます。

北野委員

土木部次長が市長になりかわって政策的なことまでやるのですか。幾ら企画部の副参事でも、情報収集が目的ではなかったのですか、山田さんは。何か、政策担当までやるというのはちょっと驚きですね。

今の件については、私は同意できません。

地方自治法の改正について

それから、話を変えます。

先日終わった臨時国会で地方自治法の改正が継続審議になりましたが、どういう改正だったのですか。

（総務）総務課長

先日、継続審査になりました件名は、地方自治法等の一部を改正する法律案ということとして、法律の中身といたしましては、地方自治法のほか、市町村の合併特例法の関係、それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そういったものを一本の法律で改正しようとするものです。

地方自治法の改正内容等を言いますと、これもかなりありますが、まず、条例の制定、改廃の直接請求につきまして、現行ですと、直接請求で条例の制定、改廃の請求が成立した場合、議会の方で審議されるわけですが、その場合に、改正案では、直接請求の代表者に議会で意見を述べる機会を与えるようなこと。それから、同じく直接請求による議会の解散請求の関係です。選挙人の数が40万人を超える場合、この場合の直接請求が成立する要件の一部を改正しようとするものです。

それから、あとは議会の関係になりますけれども、第100条の議会の調査権の関係ですが、議会が調査のために議員を派遣して調査をしようとする場合、その根拠を自治法に明記しようというような改正です。あとは、監査委員の関係がありまして、監査委員が監査のために必要がある場合には、学識経験を有する人等から意見を聞くことができるようにしようとする。

それから、住民監査請求の部分ですが、住民監査請求につきましては、現行の条文では、職員に対する損害賠償請求、あるいは、不当利得の返還請求、そういう形でやっております。この部分を変えまして、ほかにも差し止め請求だとか確認請求がありますが、ほかの部分では現行どおりにして、賠償請求あるいは不当利得の返還請求の部分、今までは職員個人相手にして請求訴訟を起こすという形だったものが、改正案では、執行機関といいますか、地方公共団体を相手にして賠償あるいは不当利得の返還を請求することを命ずる判決を求める形で請求できるというような形に変えようとしております。あるいは、住民監査請求の中で、差し止め請求の部分につきましては、原則として回復困難な損害を生じるおそれがある場合だとか、そんなことで限られてございますけれども、これを多少緩和しようということ。それから、職員に対する損害賠償請求、あるいは不当利得返還請求、これの返還あるいは賠償の範囲を、現行では利益の存する限度に限るとなっていますが、この部分を削除しようという改正です。大体そういったような内容になっております。

北野委員

市長に対する訴訟は起こしづらくなるのだね。あなたはいろいろ言うけれどもさ。

（総務）総務課長

起こしづらくなるというか。

北野委員

対象から外したりさ。

（総務）総務課長

考え方そのものが、これは地方制度審査会の答申を受けてつくっているわけですが、起こしづらくなるかどうかちょっとわかりませんが、考え方としまして、現行は、市長あるいは職員、それぞれの職員ですが、その個人として扱って訴訟を起こしているわけです。

北野委員

それができなくなるのでしょうか。

（総務）総務課長

いいえ、できます。というのは。

北野委員

いや、市長あてにはできないでしょう。小樽市を相手にやるのでしょうか。

（総務）総務課長

機関の長という形で、機関という形になりますから、機関に対して、先ほど言いましたように、個人である職員に対して、損害賠償を請求しろとか、あるいは、不当利得の返還をさせろとか、そういう命令を求めるという形で裁判を起こします。

北野委員

結局、住民の声を届けづらくすると、何かあっても責任を逃れられるように緩めるということだと思っておりますよ。

そこで、ちょっと気になることがあるので市長と助役に尋ねます。

最近、マイカル訴訟の原告団との会見を市長も助役もお断りになりましたね。これはどういう理由からですか。

総務部長

先般、マイカル訴訟弁護団の方が私の方にお見えになりまして、マイカルの件などについて、直接、市長と話し合いをさせてほしいということがありまして、市長との時間をつくってくれというようなことの申入れがありました。その後、私も、市長の予定だとか、そういうものをいろいろ調べました結果、当時、事前に上京などの出張用務がたび重なって多かったこともありまして、また、当時からマイカルの存続に向けていろいろと対応している最中でもありましたので、お会いできないということでお答えしたわけでありまして。

北野委員

助役も同じでしょう。

結局、時間があれば会うつもりはあった、しかし、時間がなかったから今回はお断りした、そういうことですか。格好いい断り方だと思いますが、そういうことで間違いはないですか。部長。

総務部長

確かに、予定だとか、時間の関係もありますけれども、内容としては、今のマイカルの存続に向けていろいろと対応している、そういう時期でもありましたのでお断りしたということでございます。

北野委員

だから、全く会う意思がないということではなかったのではないというふうに弁解するわけですね。

これは、やっぱり、先ほどの地方自治法の改正と連動するから、法の改悪を先取りしているのではないかというふうに心配されますから、注意だけしておきます。

新年度予算編成に関して

最後の項目ですが、新年度予算編成に関して尋ねます。

本会議で答弁ありましたように、本年度の市税、交付税が大幅減額になると。新年度の市税交付税はどのように見込んでおりますか。

財政部長

そのことにつきましては、新年度予算編成方針の中でも出ておりますけれども、経済動向を把握し、制度改正なども含めて、的確な情報を基に精度の高い見積もりをするという形にしています。具体的には、市税につきましては、今お話しありましたように、13年度決算見込みが当初予算を大幅に下回っていることとなりますので、この決算見込み数字をもとに、特殊要素を加味して決めていこうというふうに思いますけれども、今年度の決算見込みを上回るような状況にはなかなかなりづらいのではないかとこのところは思っています。

ただ、今、国会で税制改正などの議論もありますけれども、地方税への影響、これがどういう形であらわれてくるか、その辺もまた見ていきたいなとは思っています。

交付税につきましては、これも、基準財政需要額の変更などによって今年は落ち込んだわけです。ですから、それは回復されないだろうと思っておりますので、やはり、今年の決算見込み数字をもとに見積もっていかうかなど。

ただ、国における制度改正の問題がまだ出てきておりません。その方向が出て、さらに交付税全体の総額が確定しないと見積もりができませんので、それを見て、1月中旬の市長査定までにはその辺で精度の高い数字で見積もっていききたいな、このように考えております。

北野委員

今年の当初予算では、市税は4億5,000万円、前年に比べて、

（発言する者あり）

いやいや、市税だよ。市税は、当初予算では差引きで4億5,000万くらい減っているでしょう、前年に比べて。その数字も、結局、本会議で答弁があったように、6億だか4億、さらに減るというのですね。

だから、来年度の予算編成にもう入るわけですが、そういう二つのことは回復しないということで、基準財政需要額も変更ないということだから、これは当てにならぬと。それに加えて、新しい措置として、1兆円の交付税の減税ということになると。交付税は、当初予算では、昨年対比で2億減っているのですよ。ところが、単純に1兆円の交付税の減額であれば、小樽市は6億というふうに試算されるという答弁でしたけれども、これまた大変な落込みになるわけですよ。だから、市税と交付税だけでこんなに落ち込んだら、助役が厳しい内容で予算編成せよというふうに通達を出したって、もう一回、通達を出し直ししなければならないのではないですか。

そのくらいの落込みだというふうに私は思うのですけれども、財政部長はどういう見解ですか。

財政部長

今お話がありましたように、大変厳しいわけですね。近年、私が財政に携わってからも初めてのことで、確かに編成するときに戸惑いもあります。財源をどこに求めるかというのは大変厳しいわけですね。自主財源が少ないですから、やはり、おのずと歳出の方でその辺のところを考えていかなければならないと思っておりますけれども、いずれにしても1月中旬の市長ヒアリング、政策判断という形の中で編成していきたいなというふうに思っています。

北野委員

そうしたら、改めて、市長査定とか予算編成の中で、助役通達よりもさらに内容は厳しいものにならざるを得ないということですね。

ところで、来年の交付税のうち、いわゆる償還分に措置されるものはどれくらいというふうに踏んでいますか。

財政部長

今ちょっと明確な数字の手持ちはございませんけれども、事業費補正で言いますと、以前にもお話ししておりますが、大体、起債償還総額に対して50%が交付税で今まで入ってきていますから、大体その推移で行くのだろうというふうに見ています。

北野委員

そうしたら、結局、一般財源はさらに厳しいということですね。地方への財政支出を減らす、国のこういうやり方に対して、市長として、前に伺ったら、これは全国市長会でも強く財政補てんを求めるといったことだったのですが、

この効果というのはどうなのですか。いつも全国市長会、全国市長会と言うのだけれども、さっぱりあられないで、逆に悪くなる、悪くなる方向に向かっているのです。その程度の決議を上げたり、要望を出すことで事足りりというふうにならないのではないですか。市長はどういうふうに考えますか。毎年やっているのですよ。

市長

確かに、今の地方分権の関係でも、地方への税源移譲の問題とか、それから、各種財源の確保ということで要求はしていますけれども、なかなか実現していないのが現状です。ただ、ゴルフ場利用税などは、これは毎年削減するというふうなことが来るのですが、これは何とか全国市長会ではねのけているということで、現状維持というふうなことがあります。ですから、すべてが全部だめだということではなく、部分的にはそういった部分で何とか確保されているということもあります。

しかし、こういった地方の財政も非常に厳しいわけですから、全国市長会の情報によりますと、また予算編成に向けてさらに強く要望していくというふうなことでありますので、また強く頑張りたいと思います。

北野委員

財政部長に伺いますけれども、マイカルがこういう事態で、OBCは民事再生法ですから税金は入ってくるだろうというふうに踏んでいるのだけれども、それについて相談があるというふうにマイカルの方からは申入れがあったというふうに聞いているのです。これは、来年度の予算編成で、マイカル関連の市税についてはちゃんと入ってくるというふうに計画するのですか。予定するのですか。

財政部長

一概にお答えできませんけれども、当然、そういう土地建物など、商業活動をやっているわけですから、

（「計上はするでしょ」と呼ぶ者あり）

的確な中で見積もっていきたいと思っています。

北野委員

では、関連して税務長に尋ねるけれども、入ってきますか。

税務長

一応、企業活動を継続しているというふうにとらえておりますので、このように。

北野委員

何だって、聞こえない。

税務長

経済活動を継続しているというぐあいにとらえておりますので、ご理解いただきたいと思います。

北野委員

ご理解と。何だかわからない。成り行きに任せるのは困るけれどもね。

それで、今話したように、新年度の予算編成は予想より大変厳しい状況に置かれるということになりますので、助役通達のように、市長がマイカルを例外扱えるような状況にはないというふうに思うのですよ。ここに助役の通達があるけれども、基本的な事項の冒頭に、21世紀プランの実施計画に盛り込まれていないものは原則として計上できないと真っ先に掲げているのですよ。

ところが、マイカルに対しては、行政として支援できることがあれば支援したい。これは、原則上、できないとなっているのだから、やったって構わないのだというのはいかがかと思うのですよ。

これで終わりますが、こういう市の財政状況全体を考えて、それでも、なおかつ助役通達の例外事項を適用して、マイカル支援を行うのですか。

助役

確かに、私の名前で予算編成方針を出したのは10月の末でございまして、その当時から、先ほど来お話しの

あります市税の状況、来年度の市税の見込み、それから交付税の状況、そういったものはあらあら把握した中で、一定の考え方を、数字を精査しまして、そのときどきという判断の下でこういうような内容の予算編成方針を通達で回したわけであります。

先般以来、何回もご答弁しているように、状況の変化とかいろいろありまして、例えば、原則として総合計画にのっているもの以外は計上できませんということははっきり記載しているわけですが、その後の経済状況の変化、あるいは、今の状況の変化ということはあるわけですから、それはやはり、最終的には市長なりの判断で、また議論をして、どういうふうに扱うかといったことは出てくると思います。今の議論にありますマイカルの問題は、必ずしも予算で計上するものばかりではないと思いますから、

（「そんなことはない。支援というと金がかかるでしょうや」と呼ぶ者あり）

支援ということになるか、それは別問題でございますので、何回も言いますように大きな状況の変化というものがありますから、それに応じた庁内の議論というのは必要になってくるわけです。そういうことを申し述べているところです。

北野委員

委員長、これで終わりますけれども、今、助役がまとめて答弁されましたが、経済状況の変化ということをもってマイカルへの例外的な支援は絶対にしてはならないということだけは強く指摘しておきます。

それから、私は、明日以降入らない予定なので、委員長にお願いがあるのです。先ほど積み残した北電との関連の問題その他、これは後で何らかの形で返答いただくように配慮していただきたいということだけ要望して、終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

見楚谷委員

商工会館について

今年の第1回定例会の代表質問で、商工会館について質問をさせていただきました。

そのときは、ちょうど12月に入りましたので、12月20日でもってちょうど築40年を迎える建物です。そのとき、市長の方からは、地元町内会、また関連の業者の皆さん方と協議しながら、一定の方向性を見つけていきたいという答弁をいただいたのですが、その後どのような状況になっているか、経過説明をお話ししてください。

（経済）商工課長

商工会館の関係でございますけれども、今お話しございましたとおり、築後、相当に年数を経過しているということで、老朽化、あるいは若干危険な箇所もあるということで、手直しをしながら現在も運営を続けているわけがあります。あのときも申し上げましたとおり、やっぱり利用件数もかなり減ってきている状況の中で、今、委員からお話しありましたとおり、私どもは、あそこの運営協力会、実際に委託を受けているのですが、その方々との話し合い、あるいは繊維関係の組合が入っております、その方たちとの話し合いを今進めている最中ございまして、もうしばらく時間をかけて進めていきたいというふうに考えてございます。

見楚谷委員

これを読みますと、繊維協同組合ですか、今、事務局が入っているのは、あれが3月末で出るという話を聞いたのですが、それはどうですか。

（経済）商工課長

あそこの事務局に、今、お話がありました繊維の関係の組合が一つと、あとは繊維工業会というグループと、二つの事務局という形で事務局長という方が1人いらっしゃいます。最終的にいつ出るというのはまだ確認しており

ませんけれども、そんな動きがあるというのは聞いておりました。

見楚谷委員

3月末でそこを撤退するという話らしいのです。ということは、私が1定の中で指摘をさせてもらいましたけれども、窓枠等も非常に危険な状況になってきているということで、いつ落ちるかわからないような状況だということは1定の中でも申し上げました。3月いっぱいでもしそういう組合関係が出るということになりますと、あそこは無人になるわけですね。そうなる、あれを管理するというのがなかなかできないだろうということなのですから、その辺のことはどうなっていますか。

（経済）商工課長

今、委員からお話がありました繊維組合関係の事務局長が専任でいらっしゃいますけれども、それ以外に、私どもが委託しています運営協力会というところで女性の方が専任で1人いらっしゃいます。ですから、無人ということはないと思うのですが、従前よりも実際に中にいて管理する人間は減ってくるというようなことは、今のお話で、3月に出ることになれば想定されますので、当然、いろいろな部分で問題も出てこようかと思っておりますので、その辺のお話をしていかなければならないというふうに思っております。

見楚谷委員

今、豊楽荘さんがもう解体して何も無い状況になったのですけれども、解体ということも含めて、今後の計画的なものはどこが主になって、経済部がやるわけですか。助役を中心として跡地の利用を検討するというようなことで考えていますか。

（経済）商工課長

今お話がございましたとおり、施設が古いということでの老朽化、あるいは危険ということを考えてみますと、まずは解体をするというのですか、建物をまず解体をして、安全なということを優先させたい。ただ、当然、地域の方々なり現在利用しているの方々からのご要望もございまして、それらを踏まえて跡地利用も当然お話をしていかなければならない、そんなふうに考えております。当面、解体の部分を優先させなければならぬのかな、そんなふうには考えてございます。

見楚谷委員

ご承知のように、鉄柱が非常に、老朽化よりも、もうぼろぼろになって、いつ落ちるのか、非常に危険な状況になっているのです。今、教育委員会のところにも防護ネットを張っていますけれども、残りそういうもので防護したくないのですが、万が一ということを考えると、雪が降っている間は余り近づきませんけれども、雪解けになると、当然、車ですとか、歩行するとか、そういう状況になりますので、非常に危険な状況になると思うのです。ネットをもって、解体まで、いつごろになるかわかりませんが、できればなるべく早く来年じゅうにというふうに私は考えていますが、解体するまでそういう防護ネットを張るとかというようなことは考えられますか。

（経済）商工課長

お話がございましたとおり、毎年幾ばくかの補修をしてきているのも事実でございまして、今お話しの方の鉄柱の関係も、一応、建築の方には見ていただいて、当面の安全は確保してございます。けれども、今お話がありましたとおり、危険だということになれば、これは当然いろいろなことをしなければなりませんので、今お話しの方のネットのことを含めて、その中身は検討しなければならぬというふうに考えてございます。

見楚谷委員

とにかく、地元住民の方々も非常に危険だということで、心配されていますので、解体も含めて、ぜひ早急に検討していただきたいというふうに思っております。

ふれあい入浴事業について

次に、質問を変えます。

ふれあい入浴事業というのを社協でもってずっとやられてきたわけですが、たしか平成11年度で終わったのではないかと思います。承知していれば、ふれあい入浴事業について、何年から何年までやったか、ちょっとお知らせいただきたい。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

ふれあい入浴というのは、平成5年から平成9年までふれあいまちづくり事業というのがございまして、その間の平成6年12月から平成11年まで、ふれあいまちづくり事業は9年までですが、その後2年間延長しまして、平成11年までやっております。

見楚谷委員

2年間、自主財源という形でやったわけですね。

それで、実は、ふれあい入浴事業なのですけれども、私も平成3年のときに、最初に議員になったときの代表質問で取り上げさせていただいた経緯があります。ということは、敬老の日を中心に3日間、道の主催の中で、道の費用でもって、各浴場の無料開放ということをやっていたわけです。それを拡大して小樽市でもできないかというような話の中でできた経緯もあるわけです。それが、11年を境にしてなくなった。

道の方の入浴サービスの方も打ち切られるというような形の中で、今まで利用されていた方は相当数いらっしゃると思うのですが、5年間で何カ所の浴場の方々にご協力していただき、それを利用された方々の人数、それから、単年度、社協が浴場組合に払った費用等、わかれば教えていただきたいのです。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

まず最初に、何カ所の浴場を利用したかということなのですけれども、平成6年12月から平成11年度まで約6年と3カ月くらい、その間、年度でばらつきはあるのですが、最大で9カ所ということになっております。

それから、利用者数につきましては、これも各年度でばらつきがあるのですが、平成6年度が5カ所で318名、それから、平成7年度が5カ所で1,630名、平成8年度が7カ所で2,368名、平成9年度が8カ所で3,858名、この年が最大の利用者数があったということです。平成10年度が9カ所で3,586名、平成11年度が8カ所で3,282名ということで、トータルいたしますと6年間で42カ所で1万5,042名ということになっております。

それから、各年度の事業費ということなのですけれども、先ほど申しあげましたふれあいまちづくり事業という一環でのふれあい入浴でございまして、ふれあい入浴は幾ら、そのほかの事業は幾らというような仕分けがございませんので、平成10年度、11年度で社協が独自で実施したときの経費から申し上げますと、大体、各年度で150万から180万程度かかったのではなかろうかというように推測しております。

見楚谷委員

それと、利用料は当然無料で開放しているわけで、社協の方から開放されている浴場に、使用料というのですか、協力金というのですか、そんなような形でもって支払いをしていると思うのですが、それがもしわかれば教えていただきたい。

それから、そのほかに、たしかジュースだとか、そういうものもあったように記憶しておりますので、その辺ももしわかればちょっと教えていただきたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

浴場の協力金ということなのですが、今、委員が言われたとおり、1回、会場費1万2,000円を払っております。それから、ほかのサービス、これも委員が今言われたように、ジュースなどを提供していたようです。それから、ついでに保健講座というものをやっていたので、保健所の協力を得まして、近所のドクターあるいは看護婦の講座を実施していたようです。

見楚谷委員

この事業というのは、元気なお年寄りといいますが、そういう方々に浴場を利用していただきながら、地域の皆

さん方のコミュニケーション、またお年寄り同士、それから子どもとお年寄りというような形の中で、幅広く浴場を中心としてそういう活動をしていただきたいというのが一つの目的でもあったわけであります。当時、社協がやめるときに、新聞等でも、利用されているお年寄りの方々から非常に残念だと、もしできればもっと開いてもらいたい、浴場組合の方からも、非常に好評だったので、年間 3,000人ほど使っているわけですから、そういうような状況の中でもって営業を続けていってほしいというような話も確かにあったわけです。

そして、またここへ来まして、お年寄りの方々から、できれば社協の方をお願いをして、ぜひ再開をしてもらうわけにはいかないのかというような話が今ちらほら私の耳にも聞こえていますので、市の方から社協の方をお願いするなりということではできるわけですか。

（福祉）高齢社会対策室長

ふれあい入浴の関係でございますけれども、先ほど課長からお話し申し上げましたとおり、ふれあいまちづくり事業、この事業で当初実施していたわけでございます。この事業は、実は、社協の資金も一部は入っておりますけれども、事業費の3分の2は国と道社協を通じて入るという国の指定を受けた事業でございます。3分の1を市が補助するという形で事業を実施しておりました。

この事業が5年で終了するという形の中で、今言ったように、給食サービス、今、小樽市で社協が実施している中で、全額補助でやっておりますけれども、こういう事業ですとか、相談事業ですとか、そのほかに幾つかの事業が入っております。国の補助がなくなった時点で何を残すかという経緯があったようでございます。そういう中で、市の方でいろいろ持つ事業その他がありまして、このふれあい入浴については社協独自事業で継続する、こういう経緯があったようです。

そういう中で、先ほど、浴場組合の協力などで、9月15日の無料入浴、こういうものは現在も続いておりまして、敬老会の日には、私どももパンフレットなどに入れましてPR活動をさせていただいたり、新聞社等も協力しているわけでございます。

ただ、今後どうするかということになりますと、やはり、高齢者福祉全体の中でいろいろ検討していかなければならないことになろうかなというふうに考えております。とりわけ、他市で実施していないところの例えば鍼・灸、あんま・マッサージ等の事業、あるいは、公共料金等の事業、こういうものも小樽市独自でやっているものもあるものですから、やはり高齢福祉全体の中で検討しながら、その中でどうするかということの研究を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

見楚谷委員

たしか、道も、敬老の日を中心にした3日間の事業も14年度で終わるのではないかなという情報も一時入りましたね。それが見えているかどうかちょっとわかりませんが、そういうことになりますと、今までやっていた社協の部分と道の部分の二つの事業が両方なくなるというようなことで、できれば、何とか一つだけでも継続をさせてもらいたい、社協の部分が再開にならないかと。

そんな大きな資金がかかるわけではないので、やはり、年間 3,000人からのお年寄りの方々が楽しみにして利用されていた部分がありますので、ぜひ小樽市として単独で、室長が今言われたようにいろいろやっていますが、それも含めた形の中で、ふれあい入浴サービスというのは健康教室も兼ねてやっているわけです。川崎市などは、特に12年から新しく立ち上げてまして、こういう入浴サービスも始めているというような状況もありますので、ぜひ小樽市としても、単独でもいいので、これはぜひ再開して皆さん方に喜んでいただけるというようなサービスは必要だろうと思うのです。

市長、どうですか、今のやりとりを聞いていて。

市長

先ほど来議論がありましたとおり、非常に財政状況が厳しいので新規のものは非常に難しいと。その中で、見直

すことができ、削減できればそっちに回したいと思いますけれども、やはり、新規は難しいだろうと。現在の諸制度の中で見直しをして、どうしても喜ばれるものであれば事業を振りかえていく、そういう手法もありますので、編成までにまた原課に研究させたいと思います。

横田委員

朝里共同住宅跡地について

解体の話が今出ましたので、通告してなかったのですが、朝里の共同住宅の解体がほぼ終了しました。建物がなくなってみると、改めて非常に広い土地だなという感じで、住民は、当然、次は何になるのだろうという話が非常に関心のあるところでもあります。

3定で、前田委員が跡地はどうなのだというお話をしましたところ、まだ白紙だということだったのですが、あれ以来3カ月経過しておりますので、何か検討されて方向性が見えたのであればご報告いただきたいと思います。

（企画）中塚主幹

ただいまの朝里の跡利用についてでありますけれども、今お話がありましたように、現在、前田委員の代表質問で基本的な考え方をご答弁申し上げております。

この跡利用問題につきましては、私どもも、当然、重要な課題ということを十分認識しておりまして、関係部におきまして検討会議を開いてきたところでございます。ただ、現時点では、具体的な利用計画案につきましては未定だという状況でございます。

やはり、今後の考え方といたしましては、この地域の将来的な見通しと申しますが、こういったことも十分見極めながら、そして、前回もご答弁してはいますが、どのような施設が本当に望ましいのか、事業手法も含めまして、今後さらにさまざまな角度から検討を深めてまいりたいと考えております。いささか時間はかかると思えますけれども、できるだけ早い時期に一定の方向性を出せるように努力してまいりたい、このように考えております。

横田委員

ぜひひとつ、あそこら辺は、ショッピングしんこうですか、あそこも全部解体してしまいましたし、それから、丸文になっていた跡も何かに改築しまして、非常に解体ラッシュといいたいまいしょうか、やっておりますので、住民の希望にこたえられるような検討をお願いしたいと思えます。

特殊勤務手当について

本会議で特殊勤務手当についてお尋ねいたしました。

本市の特勤が8,440万円ほど、給与費に占める割合が1.7%というお話でしたが、他市の状況を、主要都市で結構ですので、給与費に占める割合をちょっと教えてください。

（総務）職員課長

今、特勤の手当の給与費に占める割合でございますけれども、新聞で一部報道されてございますが、函館市が1.8%、旭川市が0.9%、それから室蘭市が0.7%、あと、低いところでは江別市が0.4%と、今申しましたとおり、道内の主要都市では大体0.4%から1.8%の中で支給されているというのが実態でございます。

横田委員

江別市の0.4は別にしても、苫小牧で0.8%という、小樽の半分、4,700万円ほどです。苫小牧は、なぜか給与費が57億円で、小樽は59億円になっていて、小樽の方が多くて、特勤は苫小牧の方が半分くらいと。函館も1.8%ということですが、小樽の特勤が多い理由というものは何かありますか。

（総務）職員課長

特勤手当というのは、委員もご承知のとおり、いろいろな意味で危険であるとか、あるいはまた困難な事業、そういったものに支給されております。私どもが考えておりますのは、やはり特勤手当の支給をされている人数が、

小樽市の場合、両病院を持っている、あるいはまた、他市に比べまして消防等の人数が多い、そういったことがある中で割合もより多く推移している、そんなふうを考えております。

横田委員

職員数が多いからというお答えて、特殊な勤務をされる人が多いというふうな今のお答えだと思いますけれども、小樽だけが特殊な勤務、あるいは、困難な勤務、危険な勤務の方が多いというのはちょっと何か納得がいかない部分があります。

具体の例として、本会議で、市税あるいは国保の賦課徴収事務、これはおかしいといいたまいますか、なぜ特殊な勤務なのかという質問に対しては、税務職員は給料が高い、あるいは、賦課事務が間違えると大変なことになるといふことなのかなと思います。これは、まさか、今は手で計算しているわけでもないでしょうし、電算処理でしょう。ですから、過去は確かにそうだったかもしれませんが、今は賦課徴収事務が極めて困難かということ、ちょっと疑問かなという気がいたします。それから、研修会の講師も、講師として勉強しなければならないから特殊な勤務なのだということも、そうかなというふうになかなか思えない部分があります。

そこで、ご答弁の中で、特殊勤務手当について、庁内の検討委員会を設置して検討してまいりましたというご答弁をいただきましたが、これはいつ設置されていたのでしょうか。

（総務）職員課長

特殊勤務手当そのものについて申しますと、新行政改革が9年から始まってございますけれども、そういった中で見直しを取り上げられまして、その中で、平成9年7月から検討委員会を立ち上げまして、平成10年9月7日で検討を終わってございます。

横田委員

そうしたら、もうないのですね。終わっているということですね。

そこで、それでは、検討された検討結果といいたまいますか、こういう手当はこうするのだ、あるいは、この手当はこうなのだとした検討内容をちょっとお聞かせいただきたい。どんなものが出たのか。

（総務）職員課長

特殊勤務手当の見直しに当たりましては、先ほど申しましたとおり、特殊勤務手当は、危険であるとか、あるいはまた困難な業務、そういったものに対しての支給といいたまいますか、特殊性において支給しているという考え方でございました。

ただ、時代の流れ、あるいはまた、特殊勤務手当が支給の項目として上がってから時間も経過をしているということの中で、特殊勤務手当として支給している職自体が、本当にここで言う特殊な勤務に当たるのかどうかということがまず1点です。さらにまた、私どもは、職員の採用に当たりまして、初任給で特殊性を考慮した形で専門職員給与の位置づけをしている、そういったこともございます。さらにまた、支給の範囲がどうなのか、そういった点も含めまして、主に3点を中心としまして特殊勤務手当の支給の見直しをしてまいりました。そういった中で、一定程度の中身を明確にしなければ、定給として支給しなければならないもの、あるいはまた、今申しましたような中で廃止していかなくてはならないもの、そういったものを含めまして、基本的には、ここにございます項目数、100余りございますけれども、そういった中で廃止ができるもの、あるいはまた、引き続き選別していかなくてはならないもの、そういったものに色分けをして見直しを図ったということでございます。

横田委員

それでは、主に、この手当は要らないだろう、あるいは、この手当は金額をこのように見直そうだとかという検討ではなかったのですね。今言ったようなお話でやっている。

（総務）職員課長

実は、特殊勤務手当は、一つの項目ごとに、先ほど申しましたような、各部からどういった形で廃止をするのか、

存続をするのか、そういった中で検討委員会の中で検討はしてございます。

横田委員

わかりました。

ここに、六十数項目かな、その他を入れると100くらいあるのでしょうかけれども、当然、特殊で大変な勤務をされている方に払うのは、これはもちろん問題ないわけですが、見直さなければならないものについては見直しを進めていただきたいと思います。

いただいたご答弁でも、職員団体とも協議して見直しを図ってまいりたいというご答弁でしたが、検討会議も終了しているようですから、見直しの時期といたしまして、今年度は道内の34自治体でも既に見直しを図ったということで、行革の真っ最中でありますので、そういった特勤の見直しについて時期などを明言できればお願いいたします。

総務部長

ただいま職員課長から答弁がありましたとおり、特殊勤務手当全般にわたって、非常に見直しをしなければならないというふうに考えております。過去に行われました庁内の検討委員会の中でも、ある程度の業績はでき上がっておりますので、そういう面を踏まえて、実は組合とは事前折衝などはしているのですけれども、そういう中で、例えば総務部が窓口になって一遍にやれるものもあれば、やはり、職場、職場の特殊性と申しますが、そういうものもありまして、勤務についての検討ということもそれぞれに行わなければならない部分も中にはあります。ですから、その部分を通じながら、できれば14年度中くらいに一定の方向を出していきたいなというふうに思っております。

横田委員

よろしく申し上げます。

青少年問題協議会について

次に移ります。

青少年問題協議会について若干お尋ねいたします。

先般、会議がありまして、私は今回から委員になりましたので出席させていただきました。議会から3人が委員として出ていました。会長は市長でございますので、市長の下、会議が進められました。

誤解のないように言っておきますが、こういう審議会は、私は必要だと思いますし、小樽市の青少年の問題をいろいろ討議するのは非常に意義のあることだと思うのですが、お話を聞きますと、年に1回なのですね。それから、内容は、統計的な数字のお話と、それから、専任の補導員の方から現場の実態などを講演していただいたと。そして、実際の審議と申すまいでしょうか、委員は20人くらいいたと思いますが、いろいろな審議が30分程度だったと思います。会の目的は、条例にもあるのですが、いろいろな青少年問題について審議するということなのです。それで、率直に感じたところは、これで会の目的が達せられるのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょう。

（市民）青少年女性室長

委員からお話があったとおり、やはり、委員の皆様から意見をいただく時間というのは30分程度だったというふうに思います。実は、あのとき、ほかのある委員さんからも、これでは短いからということで、実は青少年問題協議会の下に部会を三つ設けてございますが、この部会を開いたらどうかというご意見もございました。今、家庭問題部会、社会問題部会、それから補導問題部会と三つありますので、私どもも、この部会を開催していくということで考えてございます。

横田委員

まさしく、この後に言おうと思っていました。名簿をいただくと、ちゃんとみんな分かれていますのですね。私は社会部会でした。ただ、今、委員がかわって各部会の編成が変わっているにもかかわらず、部会の説明も一切ござ

いませんでした。それから、私の横は商大の教授さんでしたけれども、その方も、はっきりと時間が短い、年に1回なのかという話をしておりました。

ですから、報酬の件で予算云々ということもあるのかもしれませんが、そこで報酬を取らなければ、何といいましょうか、うまく言えませんが、どうしても報酬を欲しいということで来ている方はいないと思うのですよ。他の官公庁の方も随分おられました。ですから、青少年の問題について、その部会ですか、分科会をこうやってやるのだということであれば、皆さんも喜んで出てくるのではないかと思います。ひとつ、もっとというか、実効のあると言うと、今まで実効がなかったということになりますけれども、青少年問題協議会にしていきたいと思います。

それと、関連して、昨日、市が委嘱している補導員の方とお話する機会がありました。警察で委嘱している補導員さんと合同の研修会をやっておられまして、その研修会に出られたそうですけれども、それもやはり1時間以内で終わられたと。実際に、例えば補導のときにどうやって声をかけるのかとか、そういう研修会かなと思って行かれたのですが、そこら辺の部分については何もなくて、今言ったような講演みたいな形で終わっていたというお話もありましたので、その辺も含めて、ひとつ青少年問題協議会がますます意義あるものとなるようお願いいたします。

教職員の組合活動の実態について

次に移ります。

教育委員会にお尋ねいたします。

昨日の新聞でも報道されていましたが、正規の休暇処理をしないで組合活動に従事した教職員に対して、道教委が700万円の給与の返還請求をするということでした。人数は全部で690人のうち、資料などで裏づけのとれた237人について給与の返還請求をするということですが、小樽の教職員はこのうち何名いるのか、教えてください。

（学教）総務課長

小樽の実態についてですが、道教委の方で、今年の1月から2月にかけて実態調査をやったわけですが、今回、道議会の中でその内容について北海道全体の状況を明らかにした、そういうことで、今のところ、各市町村の個別の部分についてはまだ明らかになっていない状況でございます。そういうことで、小樽市がどの程度該当するのかというのは今のところわからない状況でございますので、今の段階でお話できる状況にはないということでご理解をいただきたいと思います。

横田委員

市教委は、各学校から集計されたと思います。それを道教委に上げたと、ご説明のとおり考えればそうなので、そうすると、当然、市教委が人数を把握していないはずがないなと我々は思うのです。

（学教）総務課長

この実態調査につきましては、各学校から提出されました調査票をそのまま道教委の方に提出しております。そして、道教委がどのような形で整理をされたのかという部分につきましては、私どももわからない部分がございます。詳しい状況というのは本当にわからないということでご理解いただきたいと思います。

横田委員

わからないと言うものを聞くわけにもいかないですが、時間数3,199時間まで出ています。多分、道教委にはもちろん詳細な資料があると思いますので、当然、小樽に住んでいる我々としては、小樽の先生方はどうなのかなんということは関心事でありますから、道教委に問い合わせをするなり、どうだったのかということは当然聞けると思いますので、その辺を聞いていただきたいと思います。総務常任委員会等にも、また改めて

（発言する者あり）

報告した人数というのはわかるのですか。資料を上げたというさっきのお答えでしたけれども、全部上げたという

ことですね。

（学教）総務課長

人数につきましては、各学校46校に全部調査票という形で上げておりますので、そのうちの何を該当者としてとらえたのかという部分については詳しくはわかっていないという状況でございますので、人数は今のところ詳しくわからないという状況でございます。

横田委員

時間も無いようなので、ひとつ、総務の常任委員会までに間に合えば数を教えていただきたいと思います。

見楚谷委員の積み残しの質問を1件、いいですか。

まだ時間はありますか。

委員長

はい、どうぞ。

横田委員

豊楽荘が解体されておりますが、これは、市の隣の土地ということで、豊楽荘側から、例えば小樽市に、当然、地続きですから有効活用できるわけで、そういった買取りといいましょうか、打診みたいなことはなかったのでしょうか。

（企画）中塚主幹

ただいまの豊楽荘の関係でございますけれども、私ども企画部に、昨年、一度、不動産業者を通じて、市として活用しないかというような打診、こういうことがあります。その際は、やはり、先ほど来から財政状況の問題がございますので、なかなかそれは難しいですよというお話はいたしました。その後もあったわけですが、やはり、目の前の財政状況が、何と申しましょうか、こういうこともございました。またさらには、市が現在持っている遊休資産をいかにして処分するか、有効活用を図るか、こういった問題も多岐にわたっておりますので、残念ながらお断りせざるを得ないという状況になった、こういうことでございます。

横田委員

それでは、この跡地が何になるのか、市の方にお話が来ているわけですね。

（企画）中塚主幹

その後、業者さん側からはお話が来てございませんで、一度もお会いしていません。ただ、お話によると、マンションが建つようなお話は聞いてございます。

横田委員

建築都市部では、建築指導課ですか、何か聞いておりますか。

（建都）建築指導課長

専有者が、調査ということでは指導課に二、三来ているようではございますけれども、具体的な計画内容については、ただの案ということですので、我々にもまだ正式で具体的なものは示されていない状況です。また、通常、一つの設計者が済む場合もありますが、別な設計者が別な案を持ってくるといこともございますので、その辺は、我々の立場では何とも申し上げられない面ですので、ご理解いただきたいと思います。

横田委員

豊楽荘跡地といいましょうか。隣は非常に利用価値 市役所敷地と地続きであるということもありますので、利用価値が大きいと予想されます。そういった土地だけに残念に思うということなので、今後、今後と言ってももうないのかな。有効活用できるような土地が空いた場合には、購入なども、確かに財政の話はございますけれども、検討された方がよろしいのかなと思います。

以上で終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

15分たちましたら、ちょっと水を入れてください。

水道配水管整備について

代表質問をいたしまして、その関連でお尋ねいたします。

初めに、水道局にお尋ねいたします。

水道配水管整備にかかわって、指導、給水管についての件につきまして何点かお尋ねしました。また、市長からのご答弁をいただいております。

「地域の方に出した見積もりが誤解を招くような、概算見積もりとはいえ、誤りがあったことは不適切でありました。今後、誤解を与えないよう業者に対し指導を徹底してまいりたいと考えております」、そのようにご答弁をいただいておりますが、どのような指導をしたのか、お尋ねいたします。

（水道）給水課長

水道局で費用負担ができる場合の老朽給水管の布設がえに伴う見積もり等につきましては、お客様に誤解を与えないよう、担当係と綿密な打合せをするよう文書で指導しております。

大島委員

今まではそのような指導はしていたのですか、いなかったのですか。

（水道）給水課長

水道法改正がありまして、平成10年3月27日に改正に関する説明会を行っておりますが、その中で手数料等については説明しております。

大島委員

そうすると、説明をしたにもかかわらず、今回、このように不適切な、誤解を招くような概算見積もりが出されたというふうに理解してよろしいのですか。

（水道）給水課長

審査手数料、検査手数料については、誤りがあったということです。

大島委員

小樽市の工事指定を受けている業者、それについてランクづけもいただきました。ご答弁をいただいております。たまたま相談を受けて行きました。この業者はAランクですよ。しかも、このようなAランクの方が、10月の何日かに、法の改正によって説明があったにもかかわらず、請求できない項目で多額の金額を請求しております。今、見積もっております。この検査料、審査料というものは、水道局の審査手数料及び水道局検査手数料、これはそもそもどのようなときに請求されるものなのか、お尋ねしておきます。

（水道）給水課長

給水装置工事の申請があったときに、使用される材料とか、管径とか、その辺を審査するための手数料、それから、検査手数料というのは、給水装置工事が終わりました、書類と間違いなく施工されているかを検査するための手数料でございます。

大島委員

そうしますと、今、私の手元に見積書がございますよ。地域の方からお預かりしてきました。ここには、40ミリ、20ミリ、この項目で同じように今の項目のものが二つずつ書かれているのです。20ミリと40ミリで、もともと管のあるところですから、これはあそこでわかったことですからけれども、既存の管が入っているところは審査手数料、検

査手数料は要らないというふうにお聞きしているのですが、この点については間違いはないですか。

（水道）給水課長

既存の引込み管を布設がえしないでつなぐだけでは、住民に対しての審査手数料、検査手数料は必要ありません。

大島委員

その後、業者の方が地元の方に説明に行ったと聞いております。しかし、私は、今日、役所に来る前に寄ってきました。この見積書の関係について、「業者の方がお宅さんの方に説明に来たというふうにお話を聞いておりますが、そういうことはどうでしたか」と聞きましたら、「業者からは何も返事がありません」と。ただ、今はこのような時期ですから、盛んに配水管の工事を近辺で続けております。今、このような時期だから、関係者の皆さんに尋ねたら、この時期に工事はやめるということで、工事は見合わせますという返事はこちらからしたと。しかし、見積書に対しての説明は、何ら説明がないというふうに聞いております。

そうすると、役所が私に対して、地元の方に、業者の方が説明に行った、そういう話と、当事者の話を聞きますと、個々に違いがあるのですね。私は一方のお話しか聞いておりませんから事実はどうかわかりません。しかし、地域の方は、この見積もり、310万の見積もりで相談しているのですよ。その結果、余りにも個々の負担が大き過ぎる、市の助成があるにせよ、個々の負担が大き過ぎるということで見合わせをしたのも、これもまた事実でございます。

そういうことで、指導するということでしたけれども、どのような方法で指導をしたのか、お尋ねしました。どのような指導をしたのですか。郵送ですか、手渡しですか、その辺をお聞かせください。

（水道）給水課長

文書につきましては、今、給水装置工事を申請している業者42社に対して、連絡としましては、連絡棚というのがありまして、そういう申請関係がいろいろあるときに、各業者に連絡するための棚に文書を入れております。

大島委員

その棚はどこにあるのですか。

（水道）給水課長

水道局の給水課にあります。

大島委員

そうすると、この文書を出したのはいつで、現在は、その四十何社の業者の方の棚はどのようになっていますか。

（水道）給水課長

文書を出したのは、棚に文書を入れましたのは12月7日です。現在、文書を持っていっているのは42社中17社でございます。

大島委員

やはり、私は大事な文書だと思うのです。先日の再質問が何かで言っておりますけれども、これは、単に一業者の問題ではなくて、業界全体の問題だ、そのように私も重く受け止めております。まだ残っているところがあるようですから、これは早急に連絡をして指導をしていただきたい、そのように思います。

水道局長

大島委員からご指摘がありました件は、やはり、指定店ですから、水道局に納める検査手数料を間違ったということについては、あってはならないというふうに指導いたしました。それで、今言いましたとおり、連絡棚がございますので、とりあえず入れてありますが、まだ取りに来ないところがあるということですから、それは早急に話しておきます。

ただ、私としては、担当課長には、これだけではだめだと。今、委員がご指摘のとおり、ちょうど冬期間で、12

月に入りまして最盛期でございます。冬季の工事をやっていますので、私の考えとしては、2月か3月の始めころに、給水工事をやる業者の見積もりをする担当者を集めて、再度、研修会を開きなさいという指示をしました。

それから、委員がご指摘の日でございますが、6日の午前中に、管工事組合という組合がございます。その理事長以下にこの件について厳重な指導をいたしました。

以上でございます。

大島委員

今、局長さんからご答弁をいただきました。

我が身に振りかえてみれば、やはり、これは大変なことだと思うのです。今、310万円のうち、約200万円くらいが地元負担です。各戸負担です。そうすると、12軒で割ったって、これは多額になります。そうすると、やはり生活設計に支障を来しますよ。

そこで、先日もお話ししましたけれども、融資制度があればなど。金をためて工事をお願いするか、あるいは、そういう制度があったら先にお金を借りて、そして返すか、そういう切実な声も聞いております。しかし、断った中には、延ばした中には、負担が大き過ぎる、そういう意見もございました。そして、今日、お会いしてきましたその取りまとめをされている方なのですが、市が中に入って説明をしてくれればなど、そのようなお話ししておりました。

指導の内容を見ますと、市が説明をするやに聞いておりますし、これは、ぜひ市民の皆さんに誤解や不快を招かないような事業の進め方をしていただきたい、そういうふうに最後をお願いするのですが、いかがですか。

水道局長

今、大島委員からは、融資制度の問題のほかに、局が負担できる工事のお話も一緒になっておりました。局が負担できる工事というのは、実はかなり限定されたものでして、大島委員がご相談を受けた件が果たしていいのかどうか。例えば、本管には古い管が入っています。それを取りかえれば、各戸の水道メーターまでも新しくしなさいというのがあるのですよ。そうすると、12軒の皆さん全部をやっていただけるのかどうか。これは、数が多くなればなるほど、まとめる方も大変だと思うのですね。

ですから、なかなか各戸負担の部分はどういうふうに見るかというのはやはり難しいだろうと。ただ、今、中央部の配水管整備、老朽配水管がこれから本格的になりますので、いろいろなケースが考えられるのかなと。今まで、私どもの要綱がございますけれども、もう少し見直さないとなかなかうまくないのかなというふうに思っております。

それから、融資制度につきましては、前回、再質問でご質問なされて、調査するという話で、中間報告ですけれども、道内の例ではやはりございません。個人の財産に融資するとなりますと、財源、お金をどう手当てするかとなりますので、全国的にそういう例があるのかどうか、これから少し調べて、そういう融資制度をやった場合にいつぐらいか、預託制度と聞いていますので、そうするとご本人方の負担は、必ずしも、下水道の貸付の場合は無利子、これは財源がありますし、それから、下水道、水洗化を促進しますと収益が上がります。ですから、老朽給水管の場合は給水収益の上がりというのはございませんので、なかなかこれは、いろいろ考えてみましても難しいなというような感じで今のところ考えております。中間報告で恐縮でございますけれども、私どもの今のところの考えはそういうことでご理解いただきたいと思っております。

大島委員

今のご答弁に反論するわけではないけれども、地元の方が言っていた融資というのは、下水道の水洗化のようなことを言っていたわけですよ。だけど、今、局長さんの答弁では、水洗化は収益が上がるから、それはやっても収益が上がるからいいのだと。それでは、今の市がやる事業というのは何の目的でやっているのですか。市民の生活や健康を守るためではないですか。それは、別な形で市民の生活や命の安全を守るためではないですか。これは、

収益と比較するべきものではないというふうに私は思います。

漁港の放置車両について

続きまして、経済部にお尋ねいたします。

漁港関連について、何点かお尋ねしておりました。

その一つは、道の条例が変わって、一部、小樽市に権限が移譲されているということで、それに伴いまして、プレジャーボートにかかわる使用許可や漁港区域内の放置車両の移動命令などの事務は市に権限が移譲されたというものであります。そのほかにはありませんか。

（経済）水産課長

今回、道の漁港管理に関する条例改正の主なものについて、先ほど委員の方からご説明があった項目のほかに、従前は、船舶ということでの使用料と利用料という項目は、漁船と漁船以外で、漁船につきましては従来どおり利用料、しかも、届出制ということでした。それから、漁船以外のプレジャーボートにつきましては、使用許可ということでの手続きが許可制に変わっていることが大きく変わってきてございます。そのほかに、野積み場ですとか、看板用地、あるいは漁港施設用地、これらの部分についても、従来の使用料、利用料の区別の中で細かく細分化されてきているという部分が改正されている主な内容となってくるわけです。

大島委員

市長答弁にあります漁港区域内の放置車両の移動命令、その事務の権限が移譲された、これはどういうことなのか。

（経済）水産課長

これにつきましては、道の漁港管理の条例改正の目的が、近年のプレジャーボートの増大に伴いまして、漁港関係にプレジャーボートが入ってくる、また、それを利用しようとする方々の車両関係が放置されている点が、違法駐車とか、勝手にあちこちに置いてあるという部分の事例が目につくというような形の中で、従来の旧条例につきましては、港内の秩序維持のための船舶の、船舶というのは漁船もプレジャーボート関係も含めてですけれども、この移動命令という部分が、漁港区域内の船舶、それから車両、あるいは船を陸揚げして置いている部分についてもきちんと秩序ある管理をしていくというような形で変わってきているということでございます。

大島委員

放置車両というのは、例えば、課長さんがおっしゃったようにプレジャーボートを牽引してきて、そこに、その期間、沖に出ている間は置いていく車両、今はこれを放置と解釈しているようです。

けれども、私の言う放置というのは、これは意味が違います。例えば、長期間にわたって同じ場所に、無届けで、そこを不法占有している、そういう車ではないかと私は思うのですが、それはどうなのですか。

（経済）水産課長

言葉足らずで申しわけございませんでしたけれども、通常、今、委員がおっしゃられたように、遊びに来た方が駐車場ではないところに置いてある車の移動という部分と、長期間、占有的に放置されている放置車両という部分は区別されてきてございます。

長期間放置されている車両につきましては、私どもの地元市町村が調査し、後志支庁に報告をし、後志支庁の方で撤去あるいは処理の命令を出すというような形になってございます。

大島委員

代表質問で質問して市長答弁にもありますように、高島漁港については、長年にわたって関連業者に不法に占拠され使用されている事実が早い時期から判明しておりました。しかも、担当の水産課は目と鼻の先でございます。何回かお会いしましたが、行ってみたらいなかった、つかめなかった、どこの車か所在不明だった、この繰返しでございましたけれども、答弁に言われておりますように、一部業者がわかったと。面積約 934平米を貸すことに正

式に決まった、その年間の使用料が約70万円見込めると。

ただし、まだ話合いを行っているものがありますということではありますが、これはどのようなことなのか。

（経済）水産課長

委員のご指摘を受けましてから、市場にはトラック運送事業、あるいは漁船の関係ということで、いろいろなトラック関係、あるいはそういうものが一定程度未整理のまま放置されていたということで、これについては、最近までとりあえず一生懸命整理をしてきたところです。そして、一部、残っている部分につきましては、各船主さんのローブあるいは漁網関係の漁具資材でございます。

大島委員

各船主の漁業資材ということですが、場所は、埋立てしたのは70メートルですか、あそこを埋立てしたのは、何年でしたか。その目的、埋立ての目的と年度を教えてください。

（経済）水産課長

年次については、平成8年、9年ということで、正確にはちょっと承知していませんけれども、一つには、汽船漁協ですとか市の漁協の管外船誘致のための、いわば係船岸壁の不足という部分と、市場関係の整理のために造成したというような形で承知してございます。

大島委員

市場関係の整理というのはこういうことでないですか。

私たちは、あそこの70メートル埋立ての工事の説明では、旧色内魚揚げ市場に汽船漁協に貸している倉庫の部分がある。今おっしゃった資材です。その代替地がなかなかなくて、あそこの解体のめどが立っていないのだと。そのために、その関連の資材の置き場に一部を使いたいのだ、そのようなことで埋立てをしたというふうに当時は説明を聞いております。私も、天気の良い日には、たまたま散策に出まして、あそこの資材を置いている場所は、当然、その代替のために漁業関係者にもう貸しているものだと思っていた。しかし、今の一連の放置車両を調べていたら、いや、実はこれも不法に占拠されていたのだと。

それでは、一体、市の管理はどうなっているのですか。財政が大変だ、大変だという折ですよ。きちっと適正に手続をして使用料をいただけたのではないですか。ここはどのぐらいの使用料を上げることができるのですか。

（経済）水産課長

確かに、旧手宮魚揚げ場の漁具資材、解体に伴います資材の置き場につきましては、各船主さんの方にもお願いをし、船主みずから確保した部分もございますけれども、そういうことの部分で不足だったということで一時的に今の70メートル岸壁の物揚げ場一部を使用させてきたということでございます。

長い間、放置して、私どもが手続をとらせていなかったということについてはまことに申しわけございません。

また、面積につきましては、私どもの方の概算でございますけれども、約1,060平米強で、金額にしますと大体年間70万円程度になるかというふうに思っています。

現在、両組合の方と鋭意協議をございまして、近いうちに決着を見る方向で今話を進めてございまして、ご理解いただきたいと思っております。

大島委員

積極的に協議を続けていただいて、適正な手続をしていただいて、そして使用料を徴収すべきだ、そのように思っております。140万円といえども、5年たてば幾らになりますか。多額の金額になります。そういう場所がほかにないのかと私はちょっと心配が起きているわけです。そういうことで、小樽の本港も含めて、所管は違いますけれども、再度、使用が適正にされているのかどうか、見直すべきだというふうに思います。ご答弁は要りません。

経済部次長

今の件でございますけれども、基本的に、大島委員からお話ございましたように、こういった形で今まで不法に占拠されていたという部分がございます。今、船主がたくさんおりまして、若干、ほかの面に比べまして一気にというわけにはいきませんものですから、若干のお時間をいただいておりますが、早急な解決に努めております。

それから、ほかの漁港につきましても、お話もございましたので、一度、総点検をしてみたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

大島委員

各漁港に問題点はないのか、そのようにお尋ねしておりました。そうしたら、忍路、塩谷については問題はない、しかし、祝津には一部繰越しの問題があるということでございます。このプレジャーボートの権限移譲がこの4月から小樽市になったわけですけれども、この懸案の問題についてはどのように解決するつもりなのか、現状をお知らせください。

（経済）水産課長

代表質問で市長の方からご答弁いたしましたように、この問題につきましては、北海道が、祝津の地権者の方というか、権利者の方と精力的に詰めてきているというような形の中で、我々市としましては、権限移譲に際しましてこの問題を整理、解決していただきたいということを強く道の方に申し入れてきてございます。それを受けまして、道の方でも、積極的に検討の努力を重ねているということ聞いてきてございますので、私どもができる部分であれば協力はしていきたいと思っておりますけれども、その辺につきましても、道と相手方との話し合いの中に途中から市が入っていくのはどうかと考えてございます。

大島委員

それは、課長さん、ちょっと認識が違うよ。途中から市が入るのではなくて、市が初めからかかわっていたのではないですか、この問題は。これは、昨日や今日の問題ではないですよ。ここに山田市長あての文書がございます。これは配達証明つきでございます。平成12年4月13日付になっております。この文書には、平成8年までは使用料を払っていたのだが、9年からずっと未納になっているのですよ。市の方で書類を受け付けないのですよ、この申請書を。9年からですよ、これ。積極的にやっていると言えますか。市の水産課がかかわっていたのですよ、これ。提出先は水産課ですよ。なぜ途中なのですか。これは、第三者を交えてやっています。一時期、小樽市水産課、後志支庁の部が課かわかりません。そこを通して道に上がっていった。ところが、転々とするために、直接やってくれと、直接、第三者がやってくれということで注文をしたのは水産課なのですよ。

今、私が一番心配するのは、権限が移譲になったのだと。そうすると、この問題は、今度はどこと話をすればいいのか。プレジャーボートの使用料や何かは小樽市に移譲されているわけでしょう。積極的になんて言っていますけれども、今年一度も来ていないのですよ。それを積極的に言えますか。何の連絡もございません。

それで、ここには土地に関するいろいろな資料がございますよ。お互いにやっています。そのような問題を抱えているのですよ。そういう中で小樽市が権限移譲を受けてもどうなのだ、解決できるのかと。

その点については、どう対処したらいいのか、お聞かせください。どこと話し合いをすればいいのか。今年もシーズンが終わりました。しかし、この中で、平成9年から請求されていないのですから、払うと言っても、待て、待てとかかっているわけですから、未納のお金を一度に払ってくれと言われても、これは払えない場合もありますよと、そういう内容の文書ですよ。これは、市長あてに出した文書です。いかがですか。

経済部次長

ただいま大島委員がおっしゃられたような経過があるということにつきましては、十分ではないかもしれませんが、私どもも認識しております。

ただ、今回、小樽の事務権限の一部移譲に関しまして、実は道と市の方でも話し合いをさせていただいた経過がご

ざいます。その中では、今、この問題がこのままの状態の中で、プレジャーボートの関係の権限がすべて道の方から小樽市に一括移譲という形になりましても、小樽市としましても、こういった問題があるということを承知してございますので、道の方には、本会議でもご答弁させていただきましたような形で、漁港管理者である道の責任においてまずきちっと解決をしてくださいという申入れをしているという経過がございます。

ただいま大島委員の中のお話では、私どもとしましては、それなりの道との間でお話合いがなっているのかなと思いましたが、今そういうことではないというようなお話等もございましたので、再度、その辺の話合いにつきましてどういった進み方をしているのか、道の方に確認をさせていただきます。

また、先ほどご指摘いただきましたけれども、市の方が途中から云々というお話は別といたしまして、市としましても、当然、これにつきましては一部移譲ということが4月1日からなされているわけございまして、そういった道との話合いの中では、道に今解決をしてくださいと申入れをしている経過がございますけれども、いずれにしましても、こういった一部移譲という事実があるわけございまして、市の方も、道ときちっと協議をして、そういった解決の方向に向けて努力をしてみたいと考えております。

大島委員

そういうことで、途中から市がかかわるのも何だなんて、そんなことではないのですよ。ここには、こうも言っているのです。

なお、このような状態が長期化した場合、一度に過去の分を請求されても支払えない場合もあり得ることをお含みください、その場合には、5年間の消滅時効を主張する、そんなことを言っているのですよ。なのに、何ら進展はございません。市が、途中からではなくて、初めからかかっていることですから、くだいようですけども、この問題については、内部でさらに検討して、道と打合せをして、シーズンが始まる前に解決のめどを立ててください。当事者間の考え方を私は見ました。当事者はこういうふう考えているのだということも、道に出している書類も私は拝見しております。決して無理なことを言っておりません。

部長さん、いかがですか。

経済部長

この問題については、道との間で、やはり権限移譲を受けて、それを受けた小樽市が適正に処理するためには最大のネックであるということで、北海道の水産課あるいは後志支庁の経済部等にこの問題を最優先で解決してくれということで、解決の方法についてはいろいろあるという話を聞いております。例えば、売却の問題もあるかもしれませんが、目的外使用許可の問題もあるかもしれません。幾つかの選択肢はあると思います。その辺についての話合いをしておりますので、この問題は、やはり我々は権限移譲を受けてやる場合には、まずそれをクリアしなければならないものですから、我々も急いでいるのですよ。そんなこともありまして、早急に道の関係の機関と詰めてこの問題を解決していきたいというふうに思っています。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたしまして、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時45分

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

財政問題について

代表質問の財政問題に関連してお伺いをいたします。

平成13年度の財政見通しについて、約6億円の市税の減収が見込まれるとのご答弁がありました。まず、12年度決算における市税収入は、収入済額で幾らになっておりますでしょうか。

（財政）市民税課長

12年度の市税収入でございますけれども、165億8,900万円ということになってございます。

斉藤（陽）委員

13年度の対予算比で6億円の減収ということなのですが、対前年比では幾らの減収になるのか、その比率はどうなっておりますか。

（財政）市民税課長

12年度決算では、今申し上げましたけれども、165億8,900万円ということになってございまして、13年度決算見込みにおきましては、162億8,000万円ということで見込んでございますので、12年度に比較して約3億900万円の減収になるかというふうに思います。率にいたしますと1.86%という減少率ということになるかと思えます。

斉藤（陽）委員

当初の予算では1.7%の伸びを期待していたわけですが、それが逆に1.8%マイナスになってしまう、そういうふうにプラスマイナス3.5%ですか、そのぐらいにマイナスが倍になっているような形なのです。

このような市税の減収というのは、過去にはあったのかどうか。先ほど財政部長もちらっとおっしゃっていましたけれども、こういう減収というのは過去にあったのでしょうか。

（財政）市民税課長

平成9年度と10年度を比較いたしました市税収入の減少面だけを見ますと、約6億1,000万円減収になってございます。しかし、これは、10年度に特別減税というのが実施されておりましたので、そういった特別な要因というものを考慮しなければ、今言われました3.5%ぐらいのマイナスになるということは、過去5年間においてはございませんでした。

斉藤（陽）委員

それでは、非常事態と言ってもいいぐらいのこういう事態になっているのですけれども、これは対処可能かどうか。対処可能でないと困るわけですが、どういう対処をされるというふうにお考えですか。

（財政）財政課長

市税等の減収についての対処というお尋ねでございますけれども、当然、予算の中には、市税のほかにもいろいろな要素があるわけでございます。ただ、今回見込んでおります市税の6億の減収というのは、確かに非常に大きい数字でございますので、税の減収の予測というのはある程度ありましたので、10月末には、一応、今後の予算の執行ということで各部に対しまして歳入の確保、例えば、収納率の向上でありますとか、さらなる何らかの事業としての補助金がないのか、それを探してほしいということとか、お願いしております。歳出の方では、今後の事業実施の中での経費をさらに削減してほしい、あるいは、執行残額の予算があったものはなるべく不用額として残してほしい等、歳入歳出に関しまして予算の適正な執行ということでお願いしてございます。

今後につきましても、各部に対しまして歳入歳出の精度の高い見込みを行ってもらおうということが一つあるかと思えますし、さらに予算の適正執行に向けてお願いしながら、収支不足をできるだけ圧縮して対応していきたいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

交付税についてもお聞きしたのですが、交付税については、いわゆる国の地方交付税の見直しということが今検討されているわけですが、具体的にどのような見直しが行われるというふうに考えられておりますか。

（財政）財政課長

地方交付税の見直しにつきましては、種々論議されているところでございますが、今回、国の方で14年度予算の編成の基本方針というものが出されております。その中でも地方交付税の見直しということは言われておりまして、大きく言いますと段階補正の見直し、これは、小規模自治体に非常に大きい影響があると思います。あと、大きいところで事業費補正の見直しです。それと、留保財源の見直し、大体その3項目について検討がなされているというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

現実には、小樽市にとって、これらが金額的にどのぐらいの影響を与えるかということ、交付税の見直しの影響によって、小樽市に実際に交付される金額がどのように変化するというふうにお考えでしょうか。

（財政）財政課長

正直に申しまして、今後の見直しについては、わからないというのが正直なところでございます。今、我々の方に示されている情報というのはまだありませんで、12月20日過ぎには地方財政担当の方から出てくると思いますし、新年度に入りますと地方財政計画を示されますので、その中で判断ができていくのかなというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

11年度から12年度の段階では、昨年発表されました財政健全化計画の4ページを見ますと、11年度において収支が改善した原因について歳入歳出に分けて述べられています。そして、その後、後年度に対する期待度というところで述べられているのですが、11年度の状況は一時的で、非常に交付税がよかったと。その後、12年度については非常に厳しい状況で、6億円下回るという見込みになっているというふうに述べられているのです。

この12年度から13年度の段階でも、おおよそこのぐらいの減額というのはあると考えられますか。

（財政）財政課長

現在まで、特別交付税というものが実際に確定しておりませんで、普通交付税の方は数値が示されております。それでいきますと、12年度から13年度は、一部、臨時財政対策債ということで地方債に振りかえられた部分がありますので、その要素を入れますと、12年度と13年度で約2億9,000万円ほど増額になっているということです。

ただ、その要素を除きますと、前年度比較ですと普通交付税で3億円くらい減収になるというふうに見込んでおります。

斉藤（陽）委員

そうしますと、ちょっと単純な話なのですが、市税の分で6億円のダウンだ、落込みになると。そして、交付税の方はまた3億円くらいのダウンになる。単純な話ですけれども、こういうことを合算して、本会議でご答弁いただいたいわゆる18億円ほどの収支不足額というのは、これはそういう合算というふうにと考えると間違いですか。

（財政）財政課長

まず、先ほどご答弁申し上げましたのは、対前年比較ということで申し上げましたが、普通交付税につきましては、予算に比べますと約4億7,000万円ほど減収というふうになってございます。先ほどの市税と合わせますと10億7,000万円という数字になってございます。

本会議の方でご答弁申し上げました収支不足18億円というのは、今回、4定補正の段階での収支不足ということですので、税収の減、あるいは普通交付税の減につきましては、まだ予算上の補正は行っていない状態でございます。18億円とは別な要素というふうにと考えております。

斉藤（陽）委員

ということは、18億円の中には、市税の減収だとか、そういった部分は見込んでいないのだということですか。

（財政）財政課長

18億円の中には含まれていないということです。

ただ、10億円が18億円にプラスされるのだということではございません。今後、歳入自体も、まだ、例えば起債でありますとか、交付金でありますとかということも洗ってございませぬし、歳出においても執行残額を洗っておりませぬ。その中でも不用額というのは出てくるわけですから、そういうものを加味した中で最終的な収支不足ということになるかと思えます。

ただ、10億円というのは非常に大きい数字でございますので、この18億円がやはり増えていくのではないかと、増えるのではないかとこのふうな危ぐは持っております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、いずれにしても、いわゆる13年から17年の財政健全化計画が昨年度に策定されているわけですが、今回のこういう事態に対して、この内容は織り込まれてはいないわけですね。そういうことになると、さらに健全化に向けてのハードルが高くなるというか、非常に、よりさらに強力に対策をとらなければならないということになると思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

財政部長

今お話がありましたように、大変厳しい状況なわけです。健全化計画でお示ししているのは、直近の13年度予算編成時点でお示した、いうなれば17年度までの推移をお示ししているわけですが、その健全化の取組の中では、基本的には取組は変わらない。要するに、単年度収支の均衡を図っていくのだとか、そういう形で行革を進める中で事業手法を生み出して住民サービスは低下させないとか、そういう形で当然進めるわけです。

ただ、お話しのように、市税の減が予想以上に大きいということがございますので、新年度の予算編成については、やはり厳しい査定といたしますが、事業選択、政策判断を含めて、市長ヒアリングの中で決定されていくのだろうというふうに思います。

斉藤（陽）委員

職員の削減対策について

それでは、職員の対策というのですか、そういった部分についてお伺いをしたいと思います。

まず、代表質問でもお伺いしたのですが、この財政健全化計画で平成13年度から15年度までに60人以上の正規職員の削減をするということが盛り込まれているわけですが、平成13年4月1日現在の小樽市の正規職員の数というのは何名なのでしょう。

（総務）職員課長

今年の4月1日現在で2,222名でございます。

斉藤（陽）委員

ということは、平成15年4月1日現在でマイナス60ですから、2,162名以下になっていなければならないという目標と考えてよろしいのですか。

（総務）職員課長

そのように考えてもらって結構です。

斉藤（陽）委員

それでは、平成13年4月1日時点で嘱託職員と臨時職員は何人か。

（総務）職員課長

4月1日現在で、臨時職員が175名、嘱託員が640名です。

斉藤（陽）委員

同じように、平成15年4月1日現在ほどのぐらいになるというふうにお考えか。また、そういう側面に対しての

数値目標というのは持たれているのでしょうか。

（総務）職員課長

臨時、嘱託につきましては、臨時職員というのはご承知かと思うのですけれども、例えば時期、時期によりまして、例えば市民税の確定申告の受付の時期であるとか、あるいはまた、ふれあいパス等々で、年によりまして、あるいは月によりまして、かなり変動している、そういった要素が多分に入っております。さらに、嘱託の方につきましては、従来、職員がやっていたものを、ある程度嘱託がカバーをするという形で入れてございまして、臨時、嘱託につきましては、毎年度の予算要求の時点でも、きちっと必要か必要でないかの判断をして募集している、そういった中での見直しを常に図ってほしいということで、数値目標は決めてございません。そういった中で、毎年、見直しを図ってもらってございまして、来年度に向けまして、これらのものが何とか正規職員でカバーができないのか、改めて見直しをするようにということで、先日の予算編成方針の中でも訴えたところでございます。

斉藤（陽）委員

ここまでのところは実際の数というものを伺ってきたわけですが、市の職員については、職員定数条例というのが定められているわけです。これと、今伺った2,222名、そういう数とはかなり大きな離れというか、格差がついているわけですが、どうしてこういうふうに違ってしまったのか、原因はどこにあるのかということについてはいかがでしょうか。

（総務）職員課長

定数条例で言っております職員の定数につきましては、上限を定めているということがございます。実は、この条例定数につきましては、平成11年の第1回定例会で定数条例を変更してございます。その間、行政改革が進んでいるということで、この定数条例の制定に当たりましては、新たな行政需要、あるいはまた、それ以外のある程度の見通しを持った中で定数を決めているものでございます。確かに、現員イコール定数条例の数ということを考えていく必要はあるかと思っておりますけれども、今のような状況を含めた中で、当時、定数条例の上限を決めてございまして、それ以降、制定されてから年数も経過しているということもございまして、行政改革等々で減ってきているということです。現在は、12月1日で比べますと、定数条例と現員の数から申しますとおよそ200名くらいの差が生じている、そういったことでございます。

斉藤（陽）委員

このかい離というか、幅についてはいろいろな考え方があると思うのですけれども、それにしても、最低限、この部署にはこの人数が確保されないと業務ができないとか、支障が出るとか、考えられる一定の人数というものがあると思うのですが、そういうものの定めというか、規定というものはあるのでしょうか。

（総務）職員課長

今のような中では、私どもは、現員といいますか、職員の数を決めるに当たりましては、毎年7月末くらいに来年度に向けまして担い手の見直しを含めて各部長とヒアリングを行い、次年度に向けて見直しをかけまして、必要なもの、必要でないもの、そういったものを決めてございます。そういったきちとした何かといいますか、それは、決まりがあってその中で動いているわけではなくて、現在の業務、そして現員、そういったものを含めて見直しを図る中で、次年度の人数といいますか、そういったものを決めて、採用等をしながら職員の配置を考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

ということは、そういう一応のめどといいますか、めどになる人数を基準として、それから、退職されたとか、欠員が出た場合には補充をしていく、そういう考え方なのですね。

（総務）職員課長

今おっしゃるとおり、そういった退職者を含めて、あるいは、新たな事務が出てくるのか、こないのか、そういったことも総合的に判断しまして次年度に向けての職員の数を決めてきているというのが実態でございます。

斉藤（陽）委員

そうしますと、現場で働いている方の意識としては、その数というか、そういうふうにして決まっているという、認識されている数が一応の定員と意識されるというふうに考えますけれども、いわゆる定員という規定上の用語はないわけですね。いかがでしょうか。

（総務）職員課長

組合の方では、そういった意味合いから、定員といいますか、業務に見合った現員を定員というふうには組合的には考えている部分がございますけれども、私どもでは、そういった業務の見直しをして、そして、必要な人員については配置をするというふうを考えておりますので、そういう意味での定員というのは、私どもでは、過去の経過、さらに将来を見た中での現員といいますか、そういうふうには思っておりまして、定員というふうには考えてございません。

斉藤（陽）委員

ここところが非常に言いたかった部分なのですけれども、要するに、最低限、この人数が確保されないと業務に支障が出ると現場の人が思う、感じるその人数といいますか、その人員自体をこういう場できちっと議論されなければならないのではないか。そのところをオープンに議論できる、そういうルールをつくるべきなのではないかということなのです。議会なり市民の目がそういったところにしっかり行き届くというか、そういう数字をしっかりと議論できるように明確になっていなければならないのではないか。そのところが、明確に、いわゆる定員として、この部署についてはこうだと、もう一歩踏み込んで何人が削減してもこういうふうには業務を組み合わせればこういうふうにはできるのではないかというような議論がしっかりオープンにできるという場づくりが本当に必要なのではないかという気がするのです。いわゆる労使交渉というような形で市民や議会の目がなかなか届かない、そういうところで決まってしまうというか、そういったことでは本当の職員の意識改革といいますか、財政危機の打開というか、そういったことはなかなか難しいのではないかなという気がするのです。最初に職員課長がおっしゃっていたいわゆる実際の定員に限りなく近い定数というか、そういったものを議会の論議の中できちっと条例で定めていく、そういうようなルールをつくるべきではないのかな、そういう気がするのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

総務部長

ただいまのご質問ですけれども、職員課長からる答弁しております定数と現員とのかい離の関係につきまして、これは、やはり、確かに職場ごとに必要な職員の数がいろいろと集約されて定数に結びついてはいるのですけれども、各年度ごとに仕事の内容だとか形態だとか事務量だとか、そういうものが違って来るわけです。そういう点で、やっぱり、毎年度、各所属のところ、各部ごとに内容を見直してもらおうとか、見てもらうというか、そういう兼ね合いも経てその部ごとにヒアリングをしているわけです。そういう中で、その年度の状況を把握しまして、翌年度以降の職員の必要数だとか、そういうものについてお互いに話し合って検討していくわけです。それを行うに当たり、各部の内部でも当然話し合いが行われていかなければなりませんし、そういうものが集約されてきたものとして、我々もそういうヒアリングを随時行っています。ですから、そういう中では、やはり職員の必要数そのものというのは、各部ごとにいろいろと先に調整を経た上で我々もヒアリングしているという段階になっております。

ただ、今、定数と現員とのかい離というふうなことのお話がありまして、これも、平成9年から行政改革を実施してきておりまして、一応、職員数の削減については、目標量を定めて実施していくといいますが、今、第2次の実施計画を進めている段階ですので、おおよそ目標量に向かってはそれを超えるくらいの効果を上げてきている関係もあります。今、200名を超える定数と現員との差というものが生じてきているわけですが、これも、第2次の

実施計画を進めていく中で60人以上という目標を定めていますから、これについても実施をしていかなければならないというふうに我々は覚悟を持ってやっておりますので、そういう面では職員数の削減というのはまだ当然出てくるわけです。そういうことからして、11年度に改正はしておりますけれども、そんな状況を見ながら定数条例そのものについても見ていかなければならないと思っています。

今は、職員の仕事関係とか量について、定員にかかわることも、市民に見えるような、そういうルールというものが必要ではないかというお話です。それらについても、やはり私たちは、市長から答弁がありましたとおり、職員それぞれが新しい感覚でいろいろ疑問を持ちながら、市民サービスに向けたそういう努力をしていくのだということの意識改革も含めながらやっていっております。職員数そのものが、仕事があるとか、いわゆる努力によって、もう少しスピードを進められるのではないかというようなご意見もありましようけれども、これらについても逐次見直しをしながら、効率的な市民サービスの向上に向けた人員体制をこれからも図っていきたいというふうに思っております。

斉藤（陽）委員

そういうオープンな議論というものを風通しよくどんどん進めていっていただきたいというふうに考えます。

薬物乱用対策について

それでは、項目を変えまして、薬物乱用対策についてお伺いいたします。

まずは、代表質問のご答弁で、情報交換あるいは未然防止のための協議が行われたというご答弁があったのですが、情報交換なりがいつ行われて、どのような情報があったのか、どういう対策が話し合われたのかという部分をちょっと詳しくご報告いただきたいと思います。

（市民）青少年女性室玉木主幹

まず、いつ行われたのかということですが、高等学校校外生活指導連盟におきましては11月13日、中学校生活指導委員会につきましては11月19日に開かれております。

内容でございますけれども、やはり、余市で起きた事件を対岸の火事としてはならない、本当に我が身として危機感を持って生徒指導に当たっていかなければならないのではないかなというようなことが話の中でありまして、それぞれ各高校でも、まるっきりやっていないということではなく、それなりにやっております。その中で、より以上に、薬物の正しい知識と恐ろしさを教えていこうと。そして、警察の方からは、このような機会があれば遠慮なく出向いてまいりたい、協力いたしますという話がありました。また、市といたしましても、薬物乱用防止などのビデオの目録を配布しまして利活用を図ったところでございます。

斉藤（陽）委員

次に、小樽市学校生活指導協議会の構成と年間の開催の回数また、これまでこの協議会で喫煙や薬物乱用についてどのような検討が行われてきたのかという部分をご説明願います。

（市民）青少年女性室玉木主幹

協議会の構成でございますけれども、小樽市学校生活指導委員会、これは生活指導担当教諭30名、小樽市中学校生活指導委員会、これは生活指導担当教諭19名、小樽市高等学校校外生活指導連盟、これも教諭でございますが、15名、計64名で構成されております。

それで、今年でございますけれども、4月から協議会の方につきましては、5月30日に1回行われております。それと、高等学校校外生活指導連盟につきましては7回、中学校生活指導委員会は8回、小学校生活指導委員会は5回、それから、その中で、中学校、高等学校の合同委員会と、それから、小学校、中学校の合同委員会をそれぞれ1回行っております。

それと、協議会の中で、これは1回なのですが、5月30日に行いましたけれども、その中で、やはり、小学校、中学校、それから高等学校で抱える生徒の問題が、それぞれ年も違うものですからいろいろとあるわけで、その中

で、やはり、小学校、中学校の生徒につきましては不健全娯楽、それから、高校生につきましては喫煙問題等々について話し合われているという状況でございました。

斉藤（陽）委員

それでは、教育委員会の方にちょっとお伺いしますけれども、教育長から、喫煙が薬物乱用の呼び水になっているということについて、ご答弁いただいたのですが、喫煙の防止教育ということが強化されなければならないということで、喫煙の防止教育というのは具体的にどのような教育を行うのでしょうか。

（学教）指導室長

喫煙防止教育についてですけれども、これは、教科の中での指導としましては、保健体育の中で、喫煙が体の成長に与える影響ということを学習いたします。それから、特別活動の中に学級活動というのがありまして、その中に健康・安全に関する項目があります。こういう中でも、これは、学級担任が日常生活のことを含めて指導いたしますが、この場合は、適宜、問題があるような場合、あるいは、予防ということで、担任だけではなくて、よりそういう面の知識を有している養護教諭等の連携を踏まえてやるということもごさいます。それから、まだそれぞれの教科に関連するものもありまして、例えば、技術家庭科の中では保育という内容のものがありまして、そこにおいては、家庭における喫煙が幼児の成長に影響があるというようなことを含めて学習するようになっております。

以上です。

斉藤（陽）委員

それと、もう1点なのですが、教育長のご答弁で、これは薬物乱用についてのアンケート調査の問題です。アンケート調査による実態把握は難しいのでできないというようなニュアンスに受け取れたのですが、実際に難しいと思うのです。確かに、アンケートによって実態をつかむということは非常に困難だと思うのですけれども、アンケート調査をするということ自体が乱用を抑止する、そういった効果も持つのではないかとということも考えるのです。たとえ実態調査はさほど実効性が上がらないにしても、こういう調査というものは行うべきではないかというふうに考えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

教育長

先に、喫煙防止教育について、小学生や中学生、高校生ですが、例えば小学3年生以上から喫煙の状況の報告が生まれている、家庭で黙認されているのではないかと、そういうふうなご答弁を申し上げました。事実、担任の先生などが家庭訪問をしまして、子どもの部屋を見せてくださいと言いますと、たまたま中学生では灰皿が置いてあったり、そういう事実につづかることもあります。小学生に実際に教育するとき、たばこの中にはニコチンというすごい毒性があって、その毒性は人体をも殺すほどの強い毒性を持っていると、小学生、中学生の前半時代に学校教育の中でたばこ、喫煙の害ということをきちんと教えることが大切だろうと思います。中学校卒業後、高校生になりますと、もう既に成長も十分ですし、自分で規範意識を持って判断できるわけですから、これはもう自分の責任に帰する、そういうことであって、もちろんたばこの喫煙が発見されますと停学指導、出席停止ということにもなりますし、これは当然のことだろうと思います。

また、大麻についてのアンケートの問題でございますが、これは非常に難しいと考えるのは、一つは、大麻の喫煙が警察で犯罪とされているということです。アンケートの中で大麻の喫煙の経験がありますかとか、大麻について何か知っていますかと、そのこと自体が本人のそういう秘密といいますが、本人が隠したいというものを暴き立てる、そういう要素がありますので、大変難しいと申し上げております。

家庭訪問の中で、生活が非常に不安定であるとか、いわゆる顔色が非常に悪いなという子どもは、個別指導によって、担任教師なり生活指導担当教師が父母を交えてじっくりと話すことによって、むしろ、大麻とか薬物のおそれがあるという場合には発見も可能ですし、指導も深まると思われれます。20年ほど前にシンナーの事故が非常にやった時代がありました。このときも、全体的な指導とかアンケートだとか、作文を書かせるとか、そういったこ

とはどうかという問題提起がされましたが、半年間の議論の中で、やはり個別対策が必要であろうと。そういうようなことがあって、三、四年たって収束いたしましたので、そういう経験を生かしながら薬物乱用の指導に当たっていきたい、そう考えています。

斉藤（陽）委員

確かに、学校の先生の目の前で教えている生徒たちを疑うといいますが、犯罪者扱いをするということ自体が教育的ではない、そういう判断ももちろんあると思うのですが、では、手をこまねいていいのかという部分が非常にあるものですから、お伺いをさせていただきました。

もう1点なのですが、教育委員会の方で、学校だけの対応というのは非常に難しいのだということで、青少年センターですとか、保健所、警察、先ほど出ました学校生活指導協議会、そういったいろいろな機関で教育することが必要だというご答弁だったのですが、どのような体制といいますが、こういった乱用防止に対する取組の組織づくりといいますが、これはどのようなことが望ましいとお考えでしょうか。

教育長

小樽市にもございますが、心の相談電話という施設なんかもあります。また、今回の余市町のそういう問題を通じて、警察あるいは保健所から、情報提供の申出や、何か子どもにお話する機会、教師にお話する機会があったらどんどん出かけていきますよという申出も受けておりますので、そういうことをいろいろ活用してまいりたい、そういうふうを考えております。

アンケートのご提言ということについては、別な形で何かできないか、生徒会自体の取組の中で、生徒同士で話し合うということも大事だと思いますので、検討させていただきたいというふうに思います。

斉藤（陽）委員

今の問題は、これからの小樽を担っていく、そういう将来の大事な青少年の健全育成ということにかかわるわけですが、教育委員会だけの問題ではないと思うのです。小樽市役所全庁的な、また、警察あるいは保健所等の連携が非常に大事だと思うのですが、市長として、全体的にどのような体制をとるべきだとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

市長

先ほど議論がありましたけれども、やはり、青少年問題協議会、これは、関係機関がみんな入っておりますので、やはりこういった機関、既にある組織を活性化するといいますが、部会が全然開かれていないとか、年に1回しか会議がないとか、そういった状況ではやっぱりまずいので、今後、そういう既存の組織をフル活用といいますが、関係機関でそれぞれいろいろな問題を出し合って十分に議論して、そしてまた対策を講じていく。そして、全体のものとして、部会から本会議の方へ上げていって、全体で問題意識を共有して取り組んでいく、こういった姿勢が必要だと思います。今後、青少年問題協議会の開催回数とかいろいろなことについて、もう少しきめ細かくやるようにしていきたいなと思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

石狩湾新港と小樽港について

質問の項目は、石狩湾新港と小樽港、これが1点、もう一つは、広域行政のかかわりについて、この2点に絞って、とりわけ助役からの答弁をいただき、明日から個別的に質疑をしてまいりたいというふうに思いますので、助役、よろしくをお願いします。

懸案でありました石狩湾新港では、12月7日、ガントリークレーン稼働に関する記念行事が開催されました。実

際の稼働は、12月7日は本線の関係でできませんでしたが、ガントリーが稼働ということで、本体は8億4,000万円ほど、基礎工事が5億2,000万円です。本体は、普通は8億4,000万円はしないのですけれども、これは、冬季の手だてを結構やっているからこういう値段になっているのかなというふうに受け止めております。昨日は、オンデッキレースで10列、それから、5段積みが可能ということでもあります。また、揚げ積みの機能は1時間当たり30本ということでもあります。

質問は、この内容はよいのですけれども、やはり、小樽港のコンテナ、あるいはユニットロードそのものを目指して今日まで来ておりましたけれども、石狩に先を越されてしまって、この点では非常に残念に思っているわけです。石狩湾新港の副管であり、また小樽市の助役でありまして、複雑な気持ちがあると思いますけれども、まず、この点をどう見ておられるか、その点からひとつお聞かせください。

助役

今、一つの例としてガントリークレーンの問題が提起されましたけれども、私は、石狩湾新港の小樽側代表の副管理者という立場を仰せつかっていますので、まず、年に数回しか開かれませんが、副管理者の会議の場では、やはり、小樽港と石狩湾新港が、それぞれの地理的な条件とありますが、そういったものを生かしながら、お互いに、当初約束した機能分担、そういったものを守りながらお互いに発展していくということが一番重要だろうという立場でいろいろな観点から発言をさせていただいております。

今、ガントリークレーンの金額までいろいろお話がありましたけれども、我々としては、必ずしも喜んで賛同したことはありません。なぜかといいますと、ここ二、三年といいますか、もっと前からですけれども、母体の負担が非常に増えつつあります。そういった傾向にあるものですから、それはやはり、小樽市のこういった財政状況もありますし、できるだけ母体負担を抑えてもらいたいということから、市長名で何回か要望しました。それからまた、市長が直々に知事や副知事にそういった要望をしていただいているといったような経過もあります。そういった観点からも、とにかく事業費を平準化してもらいたいのだという立場でずっと提案をさせてもらっています。

小樽港のコンテナの誘致については、既に本会議でも答弁させていただいておりますので、それは触れませんが、いずれにしても、新港と小樽港の今置かれているそれぞれの立場を維持しながら、何とか小樽港の整備も優先させながらやっていきたい、管理組合ではそういう立場でいろいろ発言させていただいている、そういうことでもあります。

渡部委員

助役は、小樽港の立場に立って、言葉はよくありませんけれども、道庁官僚に立ち向かって奮闘されているということはよく聞いております。

しかし、現実には、港というそのものを見ていったときには、今までの協議に基づくものとは裏腹に、そこには、やはり競争的に、さらには差が拡大していく、そういう一つの宿命的な要素を持っております。今日時点で、小樽港、それから石狩湾新港について、率直なところ、どう見ているかについてお聞きいたします。

貨物の変化は、企業立地との関係から大きく変化しております。当然、そのことによって、小樽港での活動にも支障を来している面もやはりあります。小樽港として、現時点で石狩湾新港との関係においてメリット、それからデメリットについてどう見ておられるか。それから、今までの質疑の過程の中においては共存共栄という言葉も使われてきましたけれども、共存共栄という点ではどのように見ておられるか、お聞きいたします。

助役

共存共栄といいますか、機能分担といいますか、そういう点では、なかなか従来から小樽側が申入れしていることが通らないといいますか、押し切られているという部分がないわけではありません。

それから、メリットにつきましては、いろいろなとり方があるのでしょうかけれども、単に貨物の取扱量だけを見るのではなくて、小樽側のいろいろな業界もかなり向こうに行って仕事をしているというようなことも一つのメリ

ットかと思えます。

ただ、残念ながら、貨物量そのものは非常に小樽港が伸びないという傾向がありますし、向こうは、新しく大型の岸壁をつくったり、あるいはまた、コンテナを誘致したりということで目立ってきているというようなことは否定できないわけであります。そういった点では、これからも、小樽港も早く今のコンテナ航路の話が始まることも期待しておりますし、何とかおくれないように整備の方もついていくようなこと、それから、企業誘致、物流の誘致についても、これからさらに努力をしていかなければならない、そういうふうに考えています。

渡部委員

確かに、助役の話されることはわかります。

しかし、現状の小樽港を見ていったときに、将来の貨物一つを見ていったときに、やはり、位置づけという面では、ポートセールスをしながらか、あるいは港湾振興の立場に立ってというような、そして、先行きについては実は不透明感が非常に強い。しかし、石狩湾新港は、西地区で、平成16年、一部供用開始、水深14メートルと。これは、当初の計画が木材、チップ、石炭、そのほか入れて60万トンでありましたけれども、やはり、張りついた企業等のヒアリングの中ではほぼ162万トン、さらにそこに鉄くずが加わる、そういう面で平成16年にはさらに160万トンを目指して動き出していく、そういう一つの目安がそこにある。

しかし、言葉でポートセールスだとか活力を見出すためにということであっても、残念ながら、今、小樽港にかかわっては、説得力が非常にないような状態である。こうして見たとき、ますます小樽港と石狩湾新港との違いということが出てくるのではないかということになると、当然、そのことを含めて、小樽港への脅かしということになりはしないか。その点についてはどのように思いますか。

助役

今、例に挙げられましたマイナス14メートル岸壁の早期着工といいますか、これに投資している金額が非常に大きいものですから、それについては、私どもはとにかく、先ほど申し上げましたように平準化といいますか、もう少し供用の年数を延ばしてほしいということを一貫して主張しているわけでありますけれども、道ばかりではなくて、開発とのいろいろな直轄工事の関係もあるものですから、なかなか小樽の意向が伝わらないということで、非常に残念なのです。

しかし、実際問題として、小樽のそういった意見が取り入れられまして、道庁も入れまして、石狩市、それから管理組合も入れて、運営に関する会議というものをつくっていろいろ協議しております。そういった中でも、こういった問題や、それから全体の母体負担の軽減につながるような議論を今いろいろしてありまして、そういった議論を通じて何とか小樽港を無視した整備は余りやらないでほしいといったようなことも言わせていただいておりますので、少しでもそういった効果が出てくることを期待しながらやっているところです。

渡部委員

いずれにしても、小樽港の努力というものが今後にかかってくることだと思います。主張されている面は、それはそれで大事なことであり、受け止めますけれども、しかし、物流効率化を含めてのこういった時代の中でのということからすると、公平な立場だとか、あるいは、共存共栄ということではなく、やっぱり独自の港づくりに力を注いでいく、そういう面がしっかりしていかなければならないのかなというふうに思います。

もう一つ、石狩湾新港の港湾関係事業予算要求管理者案に対して、同意を求めるといよりも、意見を求めて、今までいろいろと意見が上がっております。従前までは、港湾振興会並びに商工会議所は、過大投資にならないよということが一貫して上がっておりました。

しかし、最近は、過大投資という言葉が消えまして、むしろ、よく理解できない面もありますけれども、いわゆる西地区ふ頭を海上コンテナ基地と位置づけ、将来展望を踏まえた早期完成というのと、災害時の危険を分散させるため、太平洋側のみではなく、日本海側の石狩湾新港に食料備蓄基地と。どちらかという、西地区については、

コンテナの扱いではなく、計画上、先ほどお話ししました60万トンの一つの計画から、ヒアリングで162万トンという木材、チップ、石炭、それから鉄くずだとか、大量貨物の面を西地区で扱う、そういう計画であるのに、こうして掲げてきているこのこと、それから、もう一つ、商工会議所の方からは、ガントリークレーンの運営管理業務を石狩共同港運に委託されたいということです。それから、将来に向けての石狩湾新港及び小樽港の管理の在り方について検討に着手されたい、こういうふうになってきております。

この点について、助役はどう受け止めておられるか。

それからもう一つ、先ほどガントリークレーンが稼働ということになりました。商工会議所から、共同港運に管理運営を委託されたい、こういう一つの意見書が上がっているわけですが、現実には、港湾海運が既にもうガントリーを使って荷役を行っております。ですから、共同港運の配置場についてもそこにあるわけですが、これらについてはどのような手だてをされたのか、お聞きいたします。

助役

業界あるいはまた商工会議所サイドの要望の内容が変わったのではないかとありますが、それにつきましては、例の西地区のマイナス14メートル岸壁については既に着工されているわけでありますから、そういう点での要望の表現は変わってきたのかなというふうにも考えております。

それから、例のガントリークレーンの委託の問題でありますけれども、今既に引き船等の業務を委託しております石狩ポートサービスという会社がございまして、そこ共同港運という会社が合併をするような動きもありまして、一本化した中でその会社に委託をした方がいいのではないかとというような話し合いになっておりますので、恐らく、そういうような方向づけになるのではないかとこのように思っております。

それからまた、小樽港の将来の問題云々ということにつきましては、これは、冒頭から申し上げているように、行き着くところは、何回も言っていますように、小樽市の母体負担をいかに減らすかということにつながるわけであります。相当前からいろいろ議論がありましたことを、また振り返るといいますか、そういうような原点に立ち戻った議論をすべきではないか、そういう趣旨でこのような話が出ているという現況でございます。

渡部委員

広域行政について

港湾にかかわる面はまた後で少しやるとして、時間は5時をめに終えていきたいと思いますということでありますから、ちょっとおきまして、広域行政についてお話をしながらご答弁を求めたいというふうに思います。

今、新ごみ焼却場をめぐって、広域行政として動き出しております。私は、以前から、どちらかというと経済常任委員会の方が長くて、後志との交流という面については、以前は経済部を中心に進めてきていた、そういう時期がありました。特に、後志の方から見る小樽というのは、人口規模から、それから財政規模から違いますし、やはり市という上から、何かあるとひとり勝ちだとか、別格というような面で見られてきました。しかし、経済交流なども図ってありまして、非常に後志との位置づけの中における小樽という面ではよいことであったなど。

しかし、年々、それが形式的になって、最終的に、やはり途切れていったというのが、岩内港にフェリーが入った時点なのかなというふうに思います。岩内港にフェリーが入ったときに、当時の経済部長と一緒にレセプションに参加して、私は特に港湾の方の話をいたしました。港湾というのは、ただ単に器をつくって待つ、あるいは、港湾部だけの仕事ではなく、背後圏経済、背後圏の企業とのかかわりをしっかりと持っておくことが必要だ、そのためにも、後志との経済交流というのは大事な問題であると。現状、やはり、後志とのかかわりにおいては、学校もそうですし、雇用関係においてもそうですし、それから、病院あるいは文化、もちろん経済、そのほか、広域的に消防だとか水道だとかということがあられるわけですが、本市の行政に対しても寄与しているところは大きい面があるわけです。何とか、この広域行政という一つの環境の面から見ていって、さらに充実できるような仕組み立てをもっていってもよいのではないかなと。

やはり、歴史的に培ってきた後志地区でありますし、開発予算から、それから道路にかかわる面も今期成会等々で進めていることでもありますから、さらに広域的に経済を含めて進めていくというのも大事であろうなというふうに私は考えているわけです。まず、この点に関してどう見ておられるか、助役からひとつお答えいただきたいと思えます。

助役

今、ごみの焼却場の広域の問題からお話がいろいろあったわけでありましてけれども、今のごみについては、北後志1市5カ町村ということで、これから広域連合という組織を立ち上げるということで準備しているわけがあります。この機会に、北後志ではありますけれども、環境行政ばかりではなくて、経済分野も含めまして、今言われましていろいろな分野での交流を深めていくことが可能になってくるのではないかと、いいチャンスではないかというふうに思っております。ですから、この機会に、やはりいろいろな場面でお互いに市と町村との交流の場があるわけですから、そういったことを利用してそれぞれの各分野での交流を深めていくことが可能になってくる。それは、やがては、北後志ばかりではなくて、オール後志に目を向けたいろいろな行政に取り組んでいくきっかけにもなるのではないかとということでは、今回の広域連合の立上げは非常にいい機会になるだろう、そういうことは言えるかと思えます。

渡部委員

特に、経済といっても、いろいろな面で難しい面がありますから、当面、観光なら観光という面で小樽がリーダーシップをとりながら、小樽発着で後志全体の観光の一つの宣伝をしていくとか、そういう面もひとつ積極的に考えていただきたい。世の中は、地方分権、競争の時代、ただ単に外に向かって競争する戦略だけではなく、そこでリーダーシップをどう発揮していくのか、そして、今の時点で、厳しいけれども、よい種をそこにまいていく、そういう小樽市であってほしいな、手を差し伸べるといふくらいのもも持ってほしいなというふうに私は考えます。

今、札幌あるいは苫小牧周辺で、一つの企業生産が行われて港を活用すると、小樽までなかなか輸送いたしません。輸送コストがかかるということで、石狩湾新港あるいは苫小牧へ持って行く。やはり、これから見ていく一つの港湾の活用ということになった場合、後志地区をしっかりと見ていきながら、そして、小樽港を利用できる仕組みを立てる。いろいろな面でそこに政策的に考えていける要素というのが多分にあると思えます。

私はこう思いますので、ひとつ、助役のご答弁もいただきましたので、原課を含めて、政策的に、今後の小樽の在り方、そして、しっかりとした小樽の基盤の確立のためにご努力をお願いして、終わります。

以上です。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。